「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要

障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

平成28年3月31日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するところに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%(成人一般40.4%)。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。
- 世論調査において2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で最も期待される効果は「障害者への理解の向上」であり、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが重要。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 学校長のリーダーシップにより学校の障害児のスポーツ環境を充実
- 障害児が早期にパラリンピアン等と接し「知る」ことが重要
- 障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発
- 障害者スポーツ指導者の派遣等による特別支援学校等の体育・運動部活動の充実

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 社会福祉関係団体等と連携したスポーツ未参画者や中途障害者への支援
- 福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の拡大
- スポーツ施設に来ることが困難な障害者がスポーツに関心を持ち親しむためのアウトリーチに 係る取組の充実
- 障害者スポーツ用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設や障害者福祉施設などに設置されるよう支援
- スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るための施設管理者の理解啓発
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討(休日の校舎管理、車いすの使用等)
- 障害者スポーツ指導者の養成拡充(教員、スポーツ推進委員、行政職員等を対象)、 現職の指導者の研修充実、障害者スポーツ経験者に対する指導者養成システムの構築
- 障害者スポーツ指導者の活動の場の充実、関係団体間の情報共有や連携協力の推進
- 様々な機会を活用した有望な選手の発掘

3 障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 学校教育におけるスポーツを通じた障害のある子供とない子供の交流・共同学習の推進
- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材(コーディネーター)の養成・確保、障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 様々な障害者スポーツ大会の開催、体験イベント等の実施やハンドブックの配布等の運営の工夫
- 障害者自身が主体的・積極的に障害者スポーツの魅力を発信
- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに 興味や関心を抱く相互作用を意識
- 障害のない人の大会に障害者の大会を組み込む工夫
- マスメディアによる報道の充実、地元メディアと連携した地方独自の情報発信
- 障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実
- 「全国障害者スポーツ大会」の開催内容の見直しや充実

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 関係団体間の連携・協働組織の常設化、地方公共団体における障害者スポーツの所管の一元化も含めた障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制の整備
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター(仮称)」等の人材の養成・活用
- 地方公共団体へ専門家を派遣して先進事例やノウハウ提供等の支援を行う仕組みの構築
- ガバナンス強化や組織基盤の強化をはじめとする障害者スポーツ団体の体制整備
- 障害者自らのボランティアへの参画も含めた、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保
- 障害者スポーツに関する研究開発の推進

地域における障害者スポーツの普及促進について

平成28年3月31日

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

目次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	障害者スポーツの普及促進のための取組方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)障害児のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2	!)障害者のスポーツ活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・ 1	0
(3	3)障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進・・・・・1	4
(4	-)障害者スポーツに対する理解促進・・・・・・・・・・1	6
(5	う)障害者スポーツの推進体制の整備等・・・・・・・・・・・1	8
別溕		
地	対における障害者スポーツの普及促進における関係者に求められる	
役害	川・取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	22
参考	· · 資料	
\circ	「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要・・・・・2	23
\circ	地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議設置要綱・・2	<u>2</u> 4
\circ	地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議委員名簿・・2	25
\circ	審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	26
0	障害者スポーツに関する基礎データ集・・・・・・・・・・2	27

1. はじめに

(障害者スポーツを取り巻く環境の変化)

○ 2020 年東京パラリンピック競技大会が平成 32(2020)年(8月 25 日~9月6日)に開催される。

東京パラリンピック競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、東京大会を契機として、障害者への理解が一層進み、障害者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、今、障害者スポーツの普及促進の取組が求められている。

- 障害者スポーツについては、平成 23 (2011) 年8月に施行された「スポーツ基本法」において、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの基本理念が掲げられ、平成 24 (2012) 年3月に文部科学大臣により策定された「スポーツ基本計画」において、障害等を問わず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備することが基本的な政策課題とされている。
- また、近年、パラリンピックをはじめとする障害者スポーツにおける競技性が著しく向上していることなどを踏まえ、平成 26 (2014) 年4月 1日より、障害者スポーツに関する事業のうち、スポーツ振興の観点から行われるものについては、厚生労働省から文部科学省に移管され、文部科学省では、スポーツ政策の一環として、障害者スポーツの普及促進と競技力向上の両面から施策の充実を図ってきた。
- さらに、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日には、関係省庁の司令塔的な役割を果たす「スポーツ庁」が設置された。

スポーツ庁は、平成 23(2011)年に制定された「スポーツ基本法」の理念を実現するための組織として設置されたものであり、スポーツ自体の振興にととどまらず、障害者理解の促進や共生社会の構築等をはじめ、スポーツを通じた社会発展を図っていくことを使命としている。このため、厚生労働省におけるスポーツやレクリエーションを活用したリハビリテーションや社会参加を促進する施策についても連携・協働して取り組み、障害者スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の構築等に向けた新たな施策を推進することが期待されている。

○ なお、平成 28 (2016) 年4月には、「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律」が施行されることになっており、政府全体、我が国 全体として、共生社会の構築等に向けた取組の充実が求められている。

(有識者会議について)

○ このように障害者スポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、平成 27 年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ参加促進に 関する実践研究」(以下「実践研究」という。)では、国は、各都道府県・ 指定都市が実施する実践研究の実施状況の進行管理を行うとともに、今 後の地域における障害者スポーツの普及促進の方向性について検討を行 うこととされている。

このため、国は、平成 27 (2015) 年 5 月「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。) の開催を決定した。

- 有識者会議においては、地方公共団体やNPO法人からのヒアリングを行うとともに、障害者スポーツに関して深い識見を有する有識者をはじめとする各委員から、障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見や普及促進のための取組方策について提案を頂き、平成27(2015)年8月には委員からの意見を整理して「中間整理」をとりまとめた。
- その後、有識者会議においては、実践研究を行う地方公共団体からの ヒアリングを行い、実践研究の進行管理を行うとともに、地方公共団体 の取組の現状・課題等を踏まえた審議を進めてきたところであり、これ までの検討結果をここにとりまとめた。

(本報告書について)

○ 本報告書では、まず、障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等について整理し、次に、障害者スポーツの普及促進のための取組方策について、(1)障害児のスポーツ活動の推進、(2)障害者のスポーツ活動の推進、(3)障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進、(4)障害者スポーツに対する理解促進、(5)障害者スポーツの推進体制の整備等の5つに分類して整理した。

このうち、(1)~(3)の活動を推進する上で、「障害者スポーツを知る・親しむ」、「指導者の養成・研修」、「連携・つなぐ役割」が共通する重要な取組であることが明らかになり、そのためには、人材・財源・情報も含め、誰が主体となりこれらの取組を行うのか、また、(4)障害者スポーツの理解促進を含め、(5)障害者スポーツを推進していく体制

として、誰、あるいはどの組織がその地域の障害者スポーツをマネジメントし、コーディネートしていく役割を担うことが適切なのかについて、望ましい姿を明らかにすることが必要とされた。

また、報告書の趣旨や提言を障害者スポーツの現場で奮闘している 様々な関係者に周知し共通認識を持ってもらうためには、わかりやすい 発信が課題とされた。

このため、実践研究を行う地方公共団体の取組や障害者スポーツの現状・課題等を踏まえつつ、障害者スポーツの普及促進における国・地方公共団体・学校・スポーツ団体(障害者スポーツ団体を含む。以下同じ。)・企業等に求められる役割を報告書の別添のとおり整理した。

○ 各界の関係者におかれては、障害者スポーツを通じた社会発展等、本報告書の趣旨にご理解いただくとともに、本報告書の提言を踏まえ、必要な取組を自主的に推進されることを期待したい。

2. 障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

(普及促進の必要性)

○ スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、 楽しさ・喜びをもたらし、心身の健全な発達を促し、人々との交流やコ ミュニケーションを促進するなど、生涯を通じて幸福で豊かな生活を営 む基盤である。

こうしたスポーツの持つ価値や意義は、年齢や性別、障害等を問わず、 全ての人々に享受されるものであり、障害者においても、等しく共有されるものである。

○ 障害者が、スポーツを通じて自らの可能性にチャレンジしたり、仲間 との交流やコミュニケーションを深めることは、生活の質を高め、人生 をより豊かにしてくれるものである。

さらに、障害者スポーツの普及促進は、障害のない人の障害者への理解を促進し、障害者と障害のない人との交流を推進するものである。

○ 障害者がスポーツを行うに当たっては、障害の特性に応じた配慮や工夫が必要であり、障害の種類や程度に応じたクラス分けを行い、ルールや用具、運動の仕方を変更して、あるいは新たに考案して実施するところに特徴がある。

このため、障害者のスポーツ実践のノウハウは、障害者はもとより、

一般のルールや用具の下にスポーツを行うことが困難な子供や高齢者等 のスポーツへの汎用も可能となる。

また、近年、車いすダンス、ブラインドサッカー、車いすカーリングなど障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツが普及しており、このようなスポーツは、障害者も障害のない人も共に実践できるスポーツとしての可能性が期待されている。

○ 地域において、障害の有無にかかわらず、多くの人々がスポーツに参画できる環境が整っていることが、障害者スポーツの普及促進の基盤であるが、前述のような特性を有する障害者スポーツを推進することは、障害者の生きがいや生活の質の向上、自立や社会参加の促進といった効果のみならず、少子高齢化や人口減少が進む我が国において、スポーツに苦手意識を有する子供や高齢者等にもスポーツへの参画を促し、障害者と障害のない人が一緒になりスポーツ活動を実施しやすくなるなどの効果もあり、このことは、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築といった我が国の発展にも貢献するものである。

(普及促進の課題等)

- しかしながら、障害者がスポーツを実施するに当たっては、例えば、 障害を理解したスポーツの指導者・審判や障害特性に応じた用具が必要 であり、また視覚障害者、聴覚障害者、重度障害者等の情報の取得が困 難な者や車いす利用者などがスポーツ活動の場に行くまでのアクセスの 確保や介助者の確保に係る費用が必要であるなど、こうした条件の有無 により、障害者のスポーツへの参加が左右される場合がある。
- 現在、成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は 18.2%¹であり、成人一般の週1回以上のスポーツ実施率 40.4%²に比較して低い状況にある。また、パラリンピックの認知度は 98.2%あるにもかかわらず、パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験のある者は 4.7%にすぎないといった調査結果もある³。

さらに、現在、(公財)日本障がい者スポーツ協会に登録・準登録して

¹ 平成 25 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書

² 内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(附帯: テロ対策に関する世論調査)」(平成 27 年 6 月)

³ 日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成 26 年 11 月)

いる 64 の障害者スポーツの競技団体のうち、法人格を有している団体は 38 団体となっている。

○ このような障害者スポーツの現状をみると、障害者が身近にスポーツ を行う環境は十分には整っておらず、とりわけ、障害者スポーツを支え、 推進する団体や組織は脆弱な状況にある。

このような中、地域において障害者スポーツを普及していくためには、 ソフト・ハード・ヒューマンの様々な面からの取組が必要である。

このための具体的な方策については、以下「3.障害者スポーツの普及促進のための取組方策」に記述している。

- これらの具体的方策に取り組む上で重要な点は、各都道府県・市区町村における障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツの団体だけで取組を進めていくのではなく、国においては障害者のスポーツ施策が一元化されたことを踏まえ、各都道府県・市区町村において、人材・財源・情報の集約・活用の観点から、障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会をはじめとする障害者スポーツ関係団体・施設が障害者スポーツ推進の中核になりつつ、学校、教育委員会、スポーツ・レクリエーション関係団体、社会福祉関係団体(社会福祉協議会、障害者福祉団体、障害者のボランティア活動に関わる団体を含む。以下同じ。)、医療関係団体等との連携・協働体制を構築し、それぞれが有する人材や資源を有効に活用しながら推進していくことが必要であると考える。
- 平成 27(2015)年8月に国が公表した「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」によると、平成 32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)開催で期待される効果として最も高い割合を占めているのは「障害者への理解の向上」となっている。このような国民の期待に応え、東京大会のレガシーとして真の共生社会を構築するためには、障害者スポーツの必要性や可能性を広く共有した上で、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが求められる。

3. 障害者スポーツの普及促進のための取組方策

(1)障害児のスポーツ活動の推進

(スポーツを知る・親しむ)

○ 幼児期における運動・スポーツ経験がその後のスポーツ活動に大きな

影響を与えることから、障害の有無にかかわらず、幼児期から家庭や地域などあらゆる場や機会をとらえて、多様な運動・スポーツに親しみ、スポーツは楽しいという意識を高めていくことが重要である。

○ 特に、障害児が早い時期にスポーツを「知る」ことが重要であり、スポーツに出会う場を創出することも重要である。そのような場としてまず考えられるのが学校であり、特別支援学校に在籍する障害児のみならず、特別支援学級や通常の学級に在籍する障害児も含め、学校長のリーダーシップにより、学校における障害児のスポーツ環境を充実することが期待される。

例えば、自らの障害と向き合いながら無限の可能性に挑戦するパラリンピアンが学校等で障害児と直接話すとともに、一緒にスポーツを体験し、高度なパフォーマンスを見せることは、障害児がパラリンピアンに憧れを抱き、スポーツに興味や関心を持つきっかけとなる⁴。

同様に、障害児が地域でスポーツを実践している卒業生等に接することは、障害児が、日常のスポーツ活動にイメージを持ち、スポーツ活動 への参加の動機づけになるものと考えられる。

また、例えば、学校の社会科見学や体育・保健体育等の授業において、 全国に114か所ある障害者スポーツ施設⁵を効果的に活用することにより、 スポーツを直接体験し、スポーツに興味・関心を持ち、さらにはスポー ツ活動の場などへのアクセス方法を習得することなどが考えられる。

現在、国はオリンピック・パラリンピック教育を全国的に推進しようとしているが、特に、パラリンピック教育の一環として、上記のような取組が各地域において積極的に行われることが期待される。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、 東京大会に向けたアクション&レガシープラン策定の検討の中で、多様 な教育メニューをパッケージ化した教育プログラム⁶の検討を行っており、 この中でも障害者スポーツに関する様々な取組が行われることが期待さ れる。

⁴ 平成27年7月9日オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて(中間まとめ)」においては、児童生徒にオリンピアンやパラリンピアンに直接接する機会を設けることについては、教育上有意義かつ効果的であるとしている。

⁵ 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書によると、障害者専用又は障害者が優先的に利用できるスポーツ施設を「障害者スポーツ施設」としている。

^{6 「}東京 2020 アクション&レガシープラン 2016 中間報告」(平成 28 年 1 月) において、「教育の現場を中心に、次世代を担う若者に向けて、大会を契機とした多様な教育のメニューを提供することが重要」であり、「東京 2020 大会においては、多様な教育メニュー全体をパッケージ化して教育プログラムとして全国に展開していく」こととされている。

- 障害児を受入れているスポーツ少年団⁷や障害児を主な対象にしているスポーツ少年団など、障害児のスポーツ活動を推進しているスポーツ 少年団が一部見受けられるが、全国的な広がりになっていないため、このような活動を行うスポーツ少年団を増やす取組が期待される。
- 障害児のスポーツ用途の車いすなどは高価であり、障害児がスポーツを開始したいと思っても、用具の問題で始められないとの声が聞かれる。 国は、障害児が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ施設等に障害児の発達段階に応じた用具が設置されるような支援をすることが望まれる。
- 障害児が通う特別支援学校においては、運動部活動・クラブ活動が行われている学校が、高等部では約 59%、中学部では約 37%に留まっている状況であり⁸、特別支援学校の児童生徒のスポーツへの参画の機会を拡充するための取組の充実が求められる。
- 現在、高等学校における特別支援教育の推進について検討⁹が行われているが、高等学校に在籍する障害児のスポーツ活動の充実も求められる。

(指導者の養成・研修)

- 障害児がスポーツを知る上で、学校教員の役割は非常に大きい。都道 府県教育委員会等においては、例えば、現職教員に対して、初任者研修 や免許状更新講習などにおいて、障害者スポーツに対する知識や理解を 促すことが期待される。
- 障害児の障害特性を理解した体育・保健体育の指導ができる教員やスポーツ指導者の養成・確保が必要であり、少なくとも体育教員やスポーツ指導者を養成する大学においては、障害者スポーツに関する科目の位置付けの検討が期待される。
- 通常の学級に在籍する障害児や特別支援学級に在籍する障害児が、通 常の学級での体育・保健体育の授業に参加する際、集団活動が難しい場

⁷ スポーツ少年団は、子供たちに地域を基盤としたスポーツの場を提供し、スポーツ活動を行う団体であり、昭和37年、日本体育協会において青少年の健全育成を目的として創設された(平成27年度時点で約3万3千の単位団がある)。

⁸ 平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書によると、運動部やクラブがある特別支援学校は、「小学部」で9.4%、「中学部」で37.2%、「高等部」で58.6%であった。

⁹ 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

合が見られる。教員が集団活動にあって個別的な対応も含めた授業を構成し、適切な指導ができるよう、国は、障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムを研究開発することが望まれる。

○ 前述のとおり、特別支援学校等における体育・運動部活動は重要であり、教員の専門知識・ノウハウの習得は必要である。このため、特別支援学校等の教員に対しては、障害者スポーツ指導者の資格の取得を促すことが期待される。一方、高等学校や中学校の部活動においては外部指導者の活用が進んでいることも踏まえると、当面、障害者スポーツ指導者等の派遣による対応も必要である。

(連携・つなぐ役割)

- スクールバスで学校に通う障害児は、学校では体育等で活動ができても居住する地域では一緒に運動・スポーツを実施する仲間がいないなどの現状にある¹゚。他の学校等に在籍する障害児や地域住民との合同活動や、地域のスポーツイベントなどへの参加を促すなど、障害児を地域におけるスポーツ活動につなぐ人材の育成・確保が重要である。
- 学校を卒業した児童生徒を、引き続きスポーツ活動ができる場につなぐための取組を強化することが期待される。例えば、地域の障害者スポーツ団体が学校でスポーツのデモンストレーションを行うことなど、児童生徒が在学中に地域のスポーツ活動に触れる機会を充実することが考えられる。
- 全国に約5万人いるスポーツ推進委員¹¹は、スポーツの実技指導はもとより、行政と地域住民、スポーツ団体との間を連絡調整するコーディネーターの役割を担っており、国は、障害者スポーツ指導者資格の取得を奨励することや、資質向上のための研修会を支援するなどして、スポーツ推進委員が、学校と地域など、関係者、関係団体をつなぐ中核的役割を担うことが期待される。

10 平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」によると、障害者がスポーツ・レクリエーションの実施の障壁と捉えていることとして「体力がない」(26.7%)が最多で、次いで「金銭的な余裕がない」(25.9%)、「時間がない」(14.5%)、「仲間がいない」(10.5%)であった。

¹¹ スポーツ基本法第32条第2項において、「スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする」と規定されている。

(その他)

○ 学校施設のバリアフリー化が十分ではないため、エレベーター、スロープ、多目的トイレ等の施設・設備の整備を進めることが期待される¹²。

(2)障害者のスポーツ活動の推進

(スポーツを知る・親しむ)

○ 障害者スポーツ大会の開催は、障害者のスポーツ参加の拡大、指導者 やボランティアの養成・活用の上で重要な役割を担っている。

また、地域における日常的なスポーツの交流会や体験会等の実施は、 障害者がスポーツ活動を継続していく上で重要である。

- 共生社会の実現の観点からは、障害者がスポーツに親しむ機会の確保・充実にあたって、パラリンピック関係競技だけでなく、障害者がその障害・程度に応じた多様なスポーツに親しむことができるようにするなど、障害の種類や障害の有無にかかわらず、誰もがともに親しむことができる取組を各地域において展開することが求められる。
- また、スポーツに親しんでいる障害者への支援に加え、地域における 障害者のスポーツへの参画状況、スポーツに参画していない障害者の状 況やニーズを、スポーツ関係団体等が社会福祉関係団体等と連携して把 握し、地域におけるニーズを踏まえた上で、適切に支援していくことも 重要である。
- さらに、障害者を対象とした福祉サービスのうち、自立訓練、療養介護、生活介護などの日中活動の場は、障害者がスポーツに触れる重要な機会となりうるものであり、当該サービスの提供に携わる作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士等の関係者を通じて障害者がスポーツに触れる機会が拡大することが期待される。
- 加えて、地域のリハビリテーションセンターをはじめとする社会福祉 関係団体や医療関係団体等と連携して、中途障害者がスポーツに出会い 親しむ機会の充実を図ることも必要である。その際、リハビリテーショ ンセンターと障害者スポーツセンター等との連携¹³の充実も期待される。

12 平成 26 年 10 月国立教育政策研究所文教施設教育センター「学校施設の防災機能に関する実態調査の結果について」によると、全国の公立学校のうち、避難所に指定されている学校の、体育館・校舎等にスロープが設置されている割合は 66.0%、体育館・校舎等に多目的トイレが設置されている割合は 54.2%であった。

¹³ 横浜ラポールは、横浜市総合リハビリテーションセンターと隣接しており、リハビリテーション・スポーツ指導の実施など、同センターと連携した取組を行っている。また、イギリスでは、ストーク・マンデビル・スタ

- このような取組を推進するためにも、スポーツ関係者が社会福祉について理解を深め、社会福祉関係者がスポーツについて理解を深めるなど、スポーツ関係団体等と社会福祉関係団体等が双方向的に連携協力を図ることが期待される。
- なお、スポーツに無関心であったりスポーツ施設に来ることが困難な 障害者も多くいることを踏まえ、このような障害者にスポーツに関心を 持ち親しんでもらうためのアウトリーチに係る取組の充実も期待される。
- 障害者スポーツ用具は、高価なものが多く、障害者がスポーツを始め たいと思っても、用具の問題で始められないとの声が聞かれる。

国は、障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ施設や障害者福祉施設等に障害者スポーツ用具が設置されるような支援をすることが望まれる。

- 市区町村や学校区単位で日常的にスポーツを楽しめるようにするためには、新たな施設の整備だけでなく、既存のスポーツ施設を活用することが有効であると考えられる。その際、学校施設をはじめとする地域のスポーツ施設が重要な活動拠点の一つであると考えられるが、これらの施設の利用に当たっては、例えば、車いすの使用により体育館の床が傷つく、休日の施設管理の困難さ、学校開放時間や開館時間の制限等のような課題があり、地方公共団体においては、現場の負担にならない方策を検討するとともに、スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るための施設管理者の理解啓発14に努める必要がある。
- 特別支援学校の学校開放率は、特別支援学校を除く公立学校に比べると低い状況にある¹⁵。特別支援学校は、障害者にとって、身近であり、安心して安全にスポーツができる拠点になり得るため、国は、特別支援学校の負担とならない範囲で放課後や休日にも在校生・卒業生・地域住民

ジアムを拠点とする車椅子スポーツ統括団体「ウィールパワー」が中心となり、隣接するストーク・マンデビル病院を含む6つの脊髄損傷リハビリテーションセンターにカウンセラーやウィールパワーの会員を派遣し、患者へのカウンセリングを通して、退院後の車椅子での生活、居住地域で実施できるスポーツ、運動・スポーツのニーズ等に関する情報支援を行っている。入院時から地域のスポーツ環境を認識させることで、退院後の余暇活動の選択肢にスポーツが入るよう働きかけている。

¹⁴ 東京都では、都内各所のスポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るため、スポーツ環境の整備に資する取組のうち、大規模な工事等を必要としないソフト面からの工夫や、障害者への配慮など、区市町村等のスポーツ施設が比較的取り入れやすい事例をまとめた「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(平成28年2月)を作成し、関係者への周知を図っている。

¹⁵ 平成26年度「学校施設設置状況等調査」によると、公立学校(特別支援学校を除く)の学校開放の割合は体育館85.1%、グラウンド77.8%に対し、特別支援学校の学校開放の割合は平成25年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究」によると、体育館57.5%、グラウンド54.3%であった。

等が気軽にスポーツ活動に参加できるような取組を促進する必要がある。

○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、競技団体が国際 競技大会へ出場するための事前の強化合宿などが行われており、障害者 がそれらの活動を見学することも障害者スポーツを始めるきっかけにな ると考えられる。

(指導者の養成・研修)

- 障害者が個人のニーズやライフステージに応じたスポーツ活動を実施することが重要であり、そのためには、障害の種類や程度を踏まえた 指導者や支援者の養成・確保が急務である。
- 2020 年東京パラリンピック競技大会も見据え、関係する障害者スポーツ団体においては、障害者スポーツ指導者の養成の拡充を図り、特に教員、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ¹⁶(以下「総合型クラブ」という。)の関係者、障害者スポーツを担当する行政職員等を対象とした養成講習会を開催することや、障害者スポーツ指導者資格保有者に対する資質向上のための研修の充実に取り組むことが必要である。
- 現在、月に1回以上活動している障害者スポーツ指導者は34.3%であり、活動する場がない、活動の場に関する情報が少ない等の課題がある¹⁷。このため、後述する特別支援学校等を活動場所とした総合型クラブの設置にあたっての外部指導者の活用をはじめ、障害者スポーツ指導者の活動の場を充実する取組を推進することが必要である。

また、障害者スポーツ団体においては、障害者スポーツ指導者を Web 上の人材バンクに登録し、指導者を派遣する取組などを行っている例があり¹⁸、指導者を活用し、運営する側と指導を必要としている側とのマッチングを図る上でも、効果のある取組と考えられる。

さらに、(公財)日本障がい者スポーツ協会は、障害者スポーツ指導員等の資格が取得できる大学・短期大学・専門学校を資格取得認定校¹⁹として認定しており、資格取得認定校の拡大も含めた、学生の障害者スポー

¹⁶ 地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供するスポーツクラブ。 平成 26 年 7 月現在 3,512 クラブある。

¹⁷ 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

¹⁸ 大分県障がい者体育協会では、インターネット上で指導者の登録・派遣及び障害者スポーツの紹介を行うサイト「みっけ!障がい者スポーツの広場おおいた」を開設している。

¹⁹ 平成 27 年度時点で、初級障害者スポーツ指導員の資格取得認定校が 157 校、中級障害者スポーツ指導員の資格取得認定校が 25 校となっている。

ツ指導員等の資格取得の促進が期待される²⁰。また、資格を取得した卒業生が地域において活躍できるよう、資格取得認定校と障がい者スポーツ 指導者協議会等の障害者スポーツ関係団体との情報共有や連携協力を推 進することも求められる。

○ なお、障害者スポーツ指導者の養成にあたっては、障害者をはじめとした障害者スポーツの経験者が指導者となっていくことも望まれるが、そのためのモデルやシステムを関係団体が連携して構築することも必要である。

(連携・つなぐ役割)

○ 平成 20 (2008) 年に全国障害者スポーツ大会における精神障害者の バレーボール競技が導入され、平成 25 (2013) 年に精神障害領域におけ る全国的な統一団体((特非) 日本ソーシャルフットボール協会)が初め て発足するなど、近年、地域におけるスポーツ活動として、精神障害者 のスポーツが発展している。

精神障害者は、病院や社会復帰に向けた施設での活動からスポーツに接する機会があることや地域社会での受入れが重要であることから、精神障害者のスポーツの普及に向けては、医療機関や精神保健福祉機関、スポーツ関係団体等が連携・協働して取り組むことが特に重要である²¹。

- 聴覚障害者は、障害のない人と同じ社会集団の中でスポーツも含めた 社会生活をすごす場面が比較的多いが、聴覚障害者のスポーツへの参画 を推進するためにも、手話等による障害のない人とのコミュニケーショ ンの円滑化を図ることが重要である。
- 例えば、国立障害者リハビリテーションセンターでは、リハビリテーションのメニューの一つに早期からスポーツを取り入れることにより、その後のスポーツ活動につなげている事例があることから、スポーツ活動の継続につなげるため、理学療法士や作業療法士、義肢装具士等との連携も重要である。
- 障害児が、学校卒業後もスポーツ活動を継続していく上で、運動部活動から地域のスポーツ活動などへの流れをつくることが重要であり、そのためには、学校と地域の連携や、そのつなぎの役割を担う人材の検討

²⁰ イギリスのウスター大学は、国内初となる障害者スポーツ指導者養成学科を設置して指導者養成を行っている ほか、1,000 人以上の障害のある学生を受け入れ、学生寮や学校施設に限らず、市内の施設や道路などに当事者 の意見を積極的に採用し、大学を拠点にして、障害者が住みやすいまちづくりを進めている。

²¹ 精神障害者のスポーツについては、平成25年9月27日に閣議決定された障害者基本計画において、「特に、身体 障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者について、振興に取り組む」とされている。なお、平成27年 度には、第1回ソーシャルフットボール全国大会(サッカー)及び国際大会が開催されている。

が必要である。

○ さらに、障害者スポーツ団体においては、学校や地域と連携しながら、 障害者スポーツに関する様々な機会を活用して有望な選手の発掘につな げていくことも求められる。

また、近年、地方公共団体においては、地元出身の有望選手を発掘し 支援する取組を行っているが、このような取組を推進するためには、障 害者スポーツ団体の情報や取組を共有することも必要である。

(その他)

○ 2012 年ロンドンパラリンピック競技大会を開催したイギリスにおいても、障害者差別禁止法(2004年改正)等を機に、障害者の地域スポーツ施設への利用を活性化させた経緯がある。

我が国においても、平成 28 (2016) 年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることを踏まえ、受入れ側の意識の醸成や、安全確保を含め地域スポーツ施設における障害者の利用拡充への取組が期待される²²。

○ 企業の中には、資金援助のみならず社員ボランティア等の人的支援も 含めた障害者スポーツイベントへの支援や、「障害者の雇用の促進等に関 する法律」に基づく障害者雇用率の達成のみならず、障害者雇用も含め た障害者アスリートへの支援等に取り組んでいる例も見受けられるが、 障害者のスポーツ活動の推進の観点からも、このような企業の取組の充 実が期待される。

(3)障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

(スポーツを知る・親しむ)

○ スポーツは、個人の心身の状況や、体力に応じて障害者と障害のない 人が一緒になり活動することができるものであり、高齢化が進む我が国 において、ますます重要になると考えられる。

スポーツの持続的な発展のためには、障害のない人が障害者を単に支援するのではなく、障害者と障害のない人がスポーツの種目などのルールや用具を工夫して、一緒にスポーツを創り、楽しめるクラブやサーク

²² 平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」(公共スポーツ施設における障害者の利用促進・安全確保に関する調査研究報告書)

ル等の多様な活動を行うことが重要である。

- 例えば、(公財) スペシャルオリンピックス日本²³においては、知的障害がある人(アスリート) とない人(パートナー) がコーチの指導のもと、共にチームメイトとしてスポーツに取り組むプログラム「ユニファイドスポーツ[®]」などがあり、今後の障害者スポーツの普及・啓発においては重要な考え方であると思われる。
- 障害者と障害のない人が一緒になって行えるスポーツとして、例えば、フライングディスク、ボッチャ、卓球バレー、風船バレーボール等があり、これらの競技用具は比較的安価に手に入るため、関係する障害者スポーツ団体や地域のスポーツ施設等において整備されることが期待される。
- 学校教育においても、障害のある子供とない子供が一緒にスポーツを 行ったり障害者アスリート等の体験を聞くなど、スポーツを通じた交流 及び共同学習を推進することが求められる。

(指導者の養成・確保・活用)

○ 障害者と障害のない人が一緒に楽しむことができる場を創るのは必ずしも容易ではなく、障害者スポーツ団体は、指導者やスタッフといったスポーツ活動の場面での人材や、関係者・関係団体間をつなぎ連絡調整の役割を担うコーディネーターの人材を養成・確保する必要がある。

国は、こうした人材の養成・確保のノウハウをまとめたマニュアルや 手引き²⁴が活用されるよう促すとともに、地域の求めに応じて研修の機会 を設けることが望まれる。

(連携・つなぐ役割)

○ 今後、総合型クラブは、障害者のスポーツ活動支援など、多様なニーズや地域課題に応える新たな取組や形態により、発展させていくことが重要とされている²⁵が、現在、障害者が参加している総合型クラブの割合は、30.6%となっている。

²³ 知的障害のある人たちに対し、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場(競技会)を提供する団体。現在、 全国 47 都道府県に支部があり、地域に根ざした活動等を行っている。

²⁴ 平成 26 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(健常者 と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究)」

²⁵ 「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言」(平成 27 年 6 月 30 日今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議)

国は、総合型クラブが地域の障害者スポーツの場としても活用されるよう、障害者スポーツ導入のためのガイドブック²⁶の普及や特別支援学校等との連携を促すことが期待される。

また、小中学校を活動場所として総合型クラブを設置した上で、学校開放に係る施設管理業務や利用調整業務を総合型クラブが受託することによりクラブの自主財源の確保と学校の負担軽減を図っている事例もあることから、このような取組も参考にして、特別支援学校等を活動場所とした総合型クラブを設置することにより、地域の障害者スポーツの拠点整備を図ることも考えられる。

○ 障害者と障害のない人が一緒に楽しむことができる多様な場を創出するためには、障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やスポーツ・レクリエーションイベント等の実施が求められる。

その際、地域の実践の場においては、スポーツ、教育、福祉等の分野 の関係者の連携による取組が重要である。

例えば、行政、学校、スポーツ団体、社会福祉関係団体、スポーツ推進委員等の代表者から構成される「実行委員会」を設置するなどして、連携の取組を一層広めることが必要である²⁷。

(4) 障害者スポーツに対する理解促進

(理解・啓発)

○ 障害者スポーツに対する理解を促進するためには、様々な障害者スポーツ大会を開催するとともに、障害者スポーツ大会の開催前に、近隣の学校や障害者関連施設等で車いすを使用するスポーツなどの「体験」をしたり、オリンピアン、パラリンピアンなどのアスリートから直接話を聞く機会を設けたり、大会当日、競技やクラス分けをわかりやすく解説したハンドブックの配布やアナウンサーによる説明の実施などが効果があると考えられる。

その際、障害者スポーツの魅力を効果的に発信するためには、障害のない人と連携協力しつつ、障害者自身が主体的・積極的に取り組むことが重要である。

○ 学校において、障害者スポーツを体験した子供は、保護者にその体験 を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱き、保護

²⁶ 平成 26 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域のスポーツクラブにおける障害者スポーツの導入)」

²⁷ 平成 27 年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業」

者が子供を障害者スポーツ大会に連れて行くようになることも考えられる。障害者スポーツへの理解・普及を進めるためには、子供から大人へ、 そして大人から子供へといった相互作用を意識した取組が重要である。

- マラソン大会に車いすマラソンの部門を設けたり、陸上競技大会に障害者の部門を設けるなど、障害のない人の大会に障害者の大会を組み込む工夫が、障害者スポーツの理解促進につながると考えられる。
- 幅広く多くの国民の理解促進を図るためには、マスメディアによる障害者スポーツに関する報道の充実が重要である。オリンピアン、パラリンピアンなどのアスリートが、イベント等で地域住民への周知活動を行うことにより、マスメディアによる報道が多くなり、それにより障害者スポーツに対する国民の理解が促進されるという好循環が生まれるため、こうした取組は有効であると考えられる。また、マスメディアの中には、報道のみならず自ら障害者スポーツ関係のイベントを企画・実施等する取組も見受けられるところであり、このような取組の充実も期待される。
- 障害者スポーツ大会等へのボランティアとしての参画は、障害者スポーツを直接理解し関心を高める機会となると考えられることから、後述する推進体制の整備の観点のみならず理解促進の観点からも、多くのボランティアの参画が期待される。

(広報)

- スポーツ大会の動画・ネット配信やスポーツ教室やイベント参加者による体験談を SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等で発信することは有効な広報になると考えられるが、多くの人がアクセスするための情報発信の工夫や興味を持たせるための仕掛けづくりが必要となる。
- 障害者のスポーツ教室等の情報が掲載されているインターネットのサイト²⁸の例は、広報の手段として有効であるが、こうした情報は、障害者スポーツ関係団体のサイトのみならず、一般のスポーツ関係団体のサイトにおいても掲載されることが、障害者スポーツを広報する上で有効と考えられる。

²⁸ 例えば、東京都では、障害者のスポーツ教室の開催や障害者スポーツ大会等の情報を掲載しているポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」がある。

○ 各地方公共団体においても、インターネットや SNS 等を活用した情報 発信の工夫とともに、地元メディアと連携した地方独自の情報発信に取り組むことも望まれる。

(その他)

- 企業が障害者スポーツを理解し普及促進することは、障害者のスポーツ活動の推進の観点のみならず企業の社会的責任(CSR)の推進の観点からも重要であり、企業のイメージ向上や障害者の就労支援などにもつながるものと考えられる。そのような企業の取組を後押しする観点から、国や地方公共団体、(公財)日本障がい者スポーツ協会等の関係団体において、障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定²⁹する仕組みを導入・充実することが望まれる。
- 国民の障害に対する理解を深めることや障害者の社会参加の推進を目的とした全国的な行事として、「全国障害者スポーツ大会」が開催されている。同大会は、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、国及び開催自治体が連携して開催しているものであるが、この大会に向けて、大会出場の選手選考を兼ねた都道府県等での障害者スポーツ大会が開催されている。両大会は、障害のない人の、障害者や障害者スポーツへの理解促進も含めた、障害者スポーツの普及促進に大きな役割を果たしており、継続的な開催とともに、2020 年東京パラリンピック競技大会開催も踏まえた開催内容の見直しや充実について検討を行うことが求められる。

(5) 障害者スポーツの推進体制の整備等

(地域における推進体制の整備)

○ 現在、多くの地方公共団体においては、障害福祉部局で障害者スポーツを所管³⁰しているが、障害者スポーツを地域全域に普及するためには、人材、ノウハウ、施設等を有するスポーツ部局や、公立学校を所管する教育委員会その他の関係部局、関係者・関係団体等との連携・協働による取組が不可欠である。

平成 27 年度から開始した文部科学省の事業³¹については、国がスポーツ部局と障害福祉部局の連携に基づき、保健医療部局等のその他関係部

²⁹ 東京都では、平成 27 年度から「東京都スポーツ推進企業認定制度」を創設し、社員のスポーツ活動を推進する 取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定 している。

³⁰ 平成27年4月1日現在、都道府県の障害者スポーツの所管部局は、障害福祉部局が44道府県、スポーツ部局が3 都県(東京都、佐賀県、鳥取県)。

³¹ 平成 27 年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業」

局や関係者・関係団体の連携・協働を働きかける内容となっているが、 今後、先進事例として発展させ、各都道府県・市区町村において常設の 体制が整備されることが望ましい。

その際、地方公共団体における障害者スポーツの所管の一元化も含め、 障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制が整備されること が期待される。

- また、障害者スポーツの推進体制を構築するためには、各地域の実践の場において、行政、学校、スポーツ団体、社会福祉関係団体、医療関係団体、NPO、企業等、障害者スポーツに携わる組織間を連絡調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター(仮称)」のような人材が必要である。なお、総合型クラブが、地域の多様な関係者の交流拠点として、このようなコーディネート機能を担うことも考えられる。
- 2020 年東京パラリンピック競技大会の開催決定等を契機に障害者スポーツの認知度が徐々に拡がる中で、障害者スポーツの普及啓発の取組については、行政のみならず、スポーツ関係団体や NPO、企業をはじめとした多様な主体が取り組むなど、担い手の多様化が求められる。その上で、行政は、スポーツ関係団体の競技力向上の取組への支援とともに、障害者スポーツに取り組む機会・環境の拡大に主体となって取り組むことが必要である。
- 各都道府県・市区町村においては、障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制を整備した上で、関係部局・関係団体のリソースも活用した取組の充実を図ることが求められる。具体的には、域内の障害者スポーツの現状・課題を把握し、地域の障害者スポーツ振興プランの策定、地域の障害者スポーツ活動の拠点整備、体験会をはじめとした各種障害者スポーツ関係事業の実施、地域住民に対する情報提供等に積極的に取り組むことが期待される。
- このため、国においては、実践研究を行う地方公共団体の取組状況の 把握等を通じて先進的な取組事例を収集するとともに、実践研究を行う 地方公共団体をはじめ、障害者スポーツの体制整備等に積極的に取り組 もうとする地方公共団体へ専門家を派遣して、先進的な事例や専門的な ノウハウの提供等の支援を行う仕組みを構築することが求められる。

(障害者スポーツ団体の体制整備)

- 現在、各都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会においては、各種スポーツ団体や社会福祉関係団体等の職員が兼任するなどして対応しているが、障害者スポーツの普及促進を図る上で専任の職員が確保されることが期待される。
- 地域において障害者スポーツを推進するためには、競技別・障害種別に組織されている障害者スポーツの競技団体の基盤強化は不可欠であるが、障害者スポーツの競技団体は、事務局体制や運営資金など活動の基盤が脆弱である。

国及び地方公共団体は、(公財)日本障がい者スポーツ協会や都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会等とも連携して、障害者スポーツの競技団体によるガバナンス強化と基盤強化に向けた方策を検討することが期待される。その際、東京パラリンピック競技大会のレガシーとして、2020年以降も視野に入れた持続的・長期的な方策の検討を行うことが望まれる。

なお、平成 27(2015)年に開設された日本財団パラリンピックサポートセンターにおいては、共同オフィスの無償提供や団体運営に伴う業務(経理処理、国際業務)のサポート等、競技団体の組織基盤の強化の支援に取り組んでいる。また、(公財)日本サッカー協会(JFA)においては、7つの障害者サッカー団体が構成員となった障がい者サッカー協議会を設置し、障害者サッカーへの支援の推進方策等を検討している³²。このような取組も踏まえ、国内競技団体(NF)をはじめとしたスポーツ関係団体においては、当該競技やNFの状況等に応じて、障害者スポーツ種目も含めたスポーツ競技の振興の観点から、障害者スポーツ競技団体の組織基盤の強化の支援等に取り組むことも有効と考えられる。

(ボランティア)

○ 障害者スポーツにおけるボランティアを必要とする側の意向とボランティアをしたい個人・団体・企業の側の意向とのマッチング等の課題など、先進事例の収集や調査が必要である³³。

³² NPO法人日本アンプティサッカー協会、NPO法人日本ソーシャルフットボール協会、日本知的障がい者 サッカー連盟、日本電動車椅子サッカー連盟、日本脳性麻痺7人制サッカー協会、NPO法人日本ブラインド サッカー協会及び一般社団法人日本ろう者サッカー協会が構成員となっている。

³³ 平成 26 年度文部科学省委託事業「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究(スポーツにおけるボランティア活動を担う組織・団体活性化のための実践研究)報告書」によると、スポーツボランティア組織・団体の登録者の活動内容で「スポーツイベント・大会での障害者に対するサポート」を実施している割合は44.4%であった。

- 障害者スポーツ指導者資格を取得する前段階として、4時間程度のカリキュラムによる講習会で「障害者スポーツサポーター」を養成している例³⁴があり、障害者スポーツの支援を気軽に始めたいと思っている者にとっては効果的な取組であることから、各地でもこうした取組が行われることが期待される。
- 東京大会においては約8万人の大会ボランティアが必要と言われており、今後、その養成・確保に向けた取組が組織委員会等の関係機関で行われることになっているが、このような機会も活用して、単なる一過性のイベントのボランティアに留まらず、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保につなげることが期待される。
- なお、障害者スポーツのボランティアと言うと、一般的には障害のない人が障害者を支援するものと考えられているが、障害者が障害者アスリートを支援する取組とともに、観戦に来た障害のない人に対し障害者が障害者スポーツのルールや現状等を説明するなどにより障害者が障害のない人を支援する取組も含め、障害者のボランティアへの参画も期待される。
- また、各自治体の社会福祉協議会に設置されているボランティア・市 民活動センターを活用し、障害のない人のみならず、障害者自らも積極 的にボランティア活動に参画する取組を推進することが期待される³⁵。

(その他)

○ 障害者スポーツは、障害の種類や程度に応じて極めて多様であり、対象者のニーズも同様であることから、国は、障害者スポーツに関する基礎的な調査研究から、障害者スポーツ用具(補装具を含む。)に関する研究開発、最新のスポーツ医・科学の研究まで、様々な取組を奨励し、その調査研究成果を蓄積することが必要である。

³⁴ 平成27年度から、新潟県障害者スポーツ協会では、障害者のスポーツ活動を積極的に支援する「公認障がい者スポーツサポーター」を養成し、登録している。

³⁵ 東京都が平成28年2月に策定した「共助社会づくりを進めるための東京都指針」においても、東京ボランティア・市民活動センターは、"共助社会実現に向けたボランティア活動の推進に当たり、広域的な事業展開及び支援を行うボランティアセンターの中核的存在としての役割を担っている"とされている。

地域における障害者スポーツの普及促進における関係者に求められる役割・取組

(地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議)

- ・障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築に資するもの。
- ・障害者の週1回以上のスポーツ実施率は18.2%であり、成人一般の実施率(40.4%)と比べて低調であり、地域における障害者スポーツの普及促進が喫緊の課題。

国、地方公共団体、学校、スポーツ団体、企業等が、それぞれ以下のような役割・取組を強化することが必要

_			国、地方公共団体、子校、人	ホーツ団体、企業寺が、それそれ以下のような() -	<u>、 </u>	
		障害児のスポーツ活動の推進	障害者のスポーツ活動の推進	障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進	障害者スポーツに対する理解促進	障害者スポーツの推進体制の整備
		○障害児がスポーツに親しむ環境づくりの全国的な推進 ・特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 に取り組む自治体への支援、先進的な取組事例の 収集・普及 ・パラリンピアン等の障害者アスリートと接する機会 の充実も含めた、オリンピック・パラリンピック教育の 全国展開 ・障害のある子供とない子供が共に学べる実践プロ グラムの研究開発	○障害者がスポーツに親しむ環境づくりの全国的な推進・障害者スポーツの普及促進に取り組む自治体やスポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収集・普及・地域のスポーツ施設等における障害者スポーツ用具の設置の支援・特別支援学校等を活用した、地域における障害者スポーツの拠点づくりの全国的な推進	○障害者と障害がない人が一緒にスポーツに親しむ環境づくりの全国的な推進・障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツイベント等に取り組む自治体やスポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収集・普及・平成26年度文部科学省委託事業の成果物(障害のある人とない人のスポーツ・レクリエーション交流事業の実施のためのガイドブックやスタッフの手引き等)の全国的な音及・活用、各地域での研修会等への支援(講師紹介・派遣等)・平成26年度文部科学省委託事業の成果物(地域スポーツクラブへの障害者スポーツ導入のためのガイドブック等)の全国的な音及・活用等、終合型地域スポーツクラブを障害者スポーツの場として活用するための支援	○関係団体や開催自治体と連携した全国障害者 スポーツ大会の開催と充実 ○障害者スポーツの理解促進に取り組む自治体 やスポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収 集・普及 ○障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでい る企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実	○障害者スポーツの推進体制の整備に取り組む自治体への支援、先進的な取組事例の収集・普及、専門家の派遣等による事例やノウハウの提供 ○障害者スポーツ団体の体制整備への支援、 先進的な取組事例の収集・普及 ○障害者スポーツに関する研究開発の奨励
	地方公共団体	○地域における障害児がスポーツに親しむ環境づくり ・域内の特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 ・障害者スポーツ指導者の活用のための調整をはじめ、学校とスポーツ団体等とのコーディネート ・障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置 ○学校の教員やスポーツ推進委員の障害者スポーツへの理解の促進 ・教員研修(初任者研修、免許状更新講習等)やスポーツ推進委員研修会における取組 ・障害者スポーツ指導者の資格取得の推奨	〇地域における障害者がスポーツに親しむ環境づくり・障害者スポーツ大会や交流会・体験会等、地域における障害者スポーツの普及促進の取組の推進・障害者スポーツ用具の設置も含めた、障害者がスポーツに親しめる施設の登備・特別支援学校や既存のスポーツ施設を活用した、地域における障害者スポーツの拠点づくり・関係団体等との連携の促進	○地域における、障害者と障害のない人が一緒にスポーツに親しむ環境づくり・障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツイベント等の実施・スポーツ団体や障害者福祉団体等の関係団体と連携した、関係者で構成される実行委員会の開催、関係者の連絡調整を担うコーディネーター(障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材)の養成のための研修会等の開催・総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進	○障害者スポーツの理解促進のための取組の充実・インターネットやSNSを活用した情報発信の工夫・地元メディアと連携した地方独自の情報発信 ○障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実	○地域における障害者スポーツの推進体制の整備 ・スポーツ部局・障害福祉部局・保健医療部局、スポーツ団体・社会福祉関係団体・医療関係団体・NPO・企業等、関係部局・関係団体間の連携協働体制の常設化・関係者の連絡調整を担う人材(障害者スポーツコーディネーター)の養成・確保・障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制整備・○推進体制の参画機関のリソースも活用した、障害者スポーツの費及促進の取組の充実・域内の障害者スポーツの現状・課題の把握・地域の障害者スポーツの現状・課題の把握・地域の障害者スポーツの現状・課題の把握・地域の障害者スポーツ拠損害業の実施・地域は長に対する情報提供
2	学校	○特別支援学校、特別支援学級、通常の学級に在籍する障害児のスポーツ環境の充実 ○特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 ・障害者スポーツ指導者の受入・活用・スポーツ団体等との連携 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 【大学等】 ○障害者のスポーツ指導ができる体育教員やスポーツ指導者の養成 ○資格取得認定校の拡大も含めた学生の障害者スポーツ指導者の資格取得の促進	○地域の障害者へのスポーツ活動の場の提供 ・特別支援学校等の学校体育施設を拠点とした地域スポーツクラブの 設立	○スポーツを通じた、障害のある子供とない子供の交流及び 共同学習の推進	○子供の障害者スポーツの体験等を通じた、保護 者の理解促進	○地域における障害者スポーツの推進体制への参画 【大学等】 ○障害者スポーツに関する研究開発の推進
	スポーツ団体	○特別支援学校等における体育・運動部活動 への支援 ・パラリンピアン等の障害者アスリートの派遣 ・障害者スポーツ指導者の派遣 ・スポーツ少年団における障害児のスポーツ活動の 推進等、学校以外でスポーツに親しむ場の提供	○社会福祉関係団体等と連携した障害者への支援の充実・スポーツに親しんでいる障害者への支援・スポーツに参画していない障害者の状況やニーズ等の把握・中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の充実 ○障害者スポーツ指導者の養成の拡充・教員、スポーツ推進委員、行政職員を対象にした養成講習会の開催・現職の指導者の研修の充実・職の指導者の研修の充実・でいる機等を指導者として養成するためのモデルやシステムの構築・○障害者スポーツ指導者の活用のための取組・情報発信や人材パンクをはじめ、指導者側と指導を必要としている側とのマッチングを図る取組・資格取得認定校との情報共有や連携協力の推進○学校や地域と連携した選手の発掘	○障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やスポーツ・レクリエーションイベント等の実施・関係者の連絡調整を担うコーディネーター(障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材)の養成のための研修会等の開催 ○総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツ活動の充実	○障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 ・障害者スポーツ大会開催前の近隣の学校や障害者関連施設等での体験会等の開催・パラリンピアン等の障害者アスリートの活用・ハンドブックの配布やアナウンサーによる解説等、障害者スポーツ競技大会等における運営の工夫・障害のない人のスポーツ大会への障害者の大会の組み込み、一般のスポーツ団体のサイトでの障害者スポーツの情報提供等、一般のスポーツ団体と障害者スポーツ団体が連携協力した取組 ・SNS等を活用した情報発信の工夫 ・○障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実	○地域における障害者スポーツの推進体制への参画 ○障害者スポーツ団体の体制整備(ガバナンス強化、基盤強化) ・NFをはじめとしたスポーツ関係団体による支援 ○障害者スポーツに継続的に参画するポランティアの養成・確保 ○障害者のボランティアへの参画の推進
	企業等	○特別支援学校等における体育・運動部活動 への協力 ・自社の障害者アスリートの派遣	○障害者スポーツの普及促進への協力 ・障害者スポーツ大会等への支援(資金援助、社員ボランティア等の人的支援) ○障害者雇用も含めた、障害者アスリートへの支援	○障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツイベント 等への協力	OCSRの観点からの障害者スポーツの理解と普及促進 Oマスメディアによる報道の充実	〇地域における障害者スポーツ推進体制への 連携協力 〇社員ボランティア等の人的支援 〇障害者スポーツ用具の開発等、障害者スポーツに関する研究開発の推進

「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要

障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

平成28年3月31日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するところに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%(成人一般40.4%)。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。
- 世論調査において2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で最も期待される効果は「障害者への理解の向上」であり、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが重要。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 学校長のリーダーシップにより学校の障害児のスポーツ環境を充実
- 障害児が早期にパラリンピアン等と接し「知る」ことが重要
- 障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発
- 障害者スポーツ指導者の派遣等による特別支援学校等の体育・運動部活動の充実

23

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 社会福祉関係団体等と連携したスポーツ未参画者や中途障害者への支援
- 福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の拡大
- スポーツ施設に来ることが困難な障害者がスポーツに関心を持ち親しむためのアウトリーチに 係る取組の充実
- 障害者スポーツ用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設や障害者福祉施設などに設置されるよう支援
- スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るための施設管理者の理解啓発
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討(休日の校舎管理、車いすの使用等)
- 障害者スポーツ指導者の養成拡充(教員、スポーツ推進委員、行政職員等を対象)、現職の指導者の研修充実、障害者スポーツ経験者に対する指導者養成システムの構築
- 障害者スポーツ指導者の活動の場の充実、関係団体間の情報共有や連携協力の推進
- 様々な機会を活用した有望な選手の発掘

3 障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 学校教育におけるスポーツを通じた障害のある子供とない子供の交流・共同学習の推進
- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材(コーディネーター)の養成・確保、障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 様々な障害者スポーツ大会の開催、体験イベント等の実施やハンドブックの配布等の運営の工夫
- 障害者自身が主体的・積極的に障害者スポーツの魅力を発信
- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに 興味や関心を抱く相互作用を意識
- 障害のない人の大会に障害者の大会を組み込む工夫
- マスメディアによる報道の充実、地元メディアと連携した地方独自の情報発信
- 障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実
- 「全国障害者スポーツ大会」の開催内容の見直しや充実

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 関係団体間の連携・協働組織の常設化、地方公共団体における障害者スポーツの所管の一元化も含めた障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制の整備
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター(仮 称) | 等の人材の養成・活用
- 地方公共団体へ専門家を派遣して先進事例やノウハウ提供等の支援を行う仕組みの構築
- ガバナンス強化や組織基盤の強化をはじめとする障害者スポーツ団体の体制整備
- 障害者自らのボランティアへの参画も含めた、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保
- 障害者スポーツに関する研究開発の推進

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議の開催について

平成27年5月29日スポーツ・青少年局長決定

1 趣旨

平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ参加 促進に関する実践研究」を実施する都道府県・指定都市における障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウの開発等の実践研究について、 進行管理及び必要な助言等を行う。

また、今後の地域における障害者スポーツの普及促進の方向性について 検討を行う。

2 検討事項

- (1) 各都道府県・指定都市が実施する実践研究の実施状況の進行管理
- (2) 今後の地域における障害者スポーツ普及促進の方向性

3 構成

- (1) 本有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2)必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4 期間

平成27年5月29日から平成28年3月31日までとする。

5 その他

本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局スポーツ振興課で行う。

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議委員

阿部 正幸 一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会会長

大井 靖 東京都立水元特別支援学校長

片岡 優世 一般社団法人Uプロジェクト代表, スポーツコーディネーター

金山 千広 神戸女学院大学体育研究室教授

萱場 明子 東京都オリンピック・パラリンピック準備局

障害者スポーツ担当部長(パラリンピック担当部長兼務)

川崎 勝久 新宿区立東戸山小学校長

河原塚達樹 公益財団法人日本レクリエーション協会スポーツ振興政

策事業チームマネージャー

草野 俊介 大分県福祉保健部長

小林 寛 公益財団法人日本体育協会地域スポーツ推進部部長

佐甲 学 全国社会福祉協議会地域福祉部長

田中 暢子 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部スポーツ健康政策学科

准教授

根木 慎志 パラリンピアン、一般社団法人日本パラリンピアンズ協

会副会長

座長代理野村 一路 日本体育大学体育学部社会体育学科教授

座 長藤田 紀昭 同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科教授

宮路 茂樹 大同生命保険株式会社広報部社会貢献活動推進担当部長

山田登志夫 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事

結城和香子 読売新聞編集委員

審議経過

- 第1回 平成27年6月11日(木)
 - (1) 今後の検討事項等
 - (2) 障害者スポーツの普及促進に関するこれまでの取組
- 第2回 平成27年7月9日(木)
 - (1)関係団体からのヒアリング
 - (2)地域における障害者スポーツの普及促進方策について
- 第3回 平成27年8月5日(水)
 - (1)地域における障害者スポーツの普及促進方策について
- 第4回 平成27年11月26日(木)
 - (1)「地域における障害者スポーツ普及促進事業」の進捗状況*
 - (2)地域における障害者スポーツの普及促進について自由討議
 - ※ 大分県、神戸市及び川崎市から事業の取組状況について説明
- 第5回 平成28年2月2日(火)
 - (1)「地域における障害者スポーツ普及促進事業」の進捗状況*
 - (2)「地域における障害者スポーツの普及促進について」報告書(案)
 - ※ 滋賀県及び徳島県から事業の取組状況について説明
- 第6回 平成28年3月10日(木)
 - (1)「地域における障害者スポーツ普及促進事業」の進捗状況*
 - (2)「地域における障害者スポーツの普及促進について」報告書(案)
 - ※ 神奈川県から事業の取組状況について説明

障害者スポーツに関する基礎データ集

I. 障害者スポーツ関係

1)障害者スポーツに関する決定・組織・予算等		
・スポーツ基本法における障害者スポーツに関する主な規定		
(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29 ・スポーツ基本計画(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	り · 視覚障害を理由に小学校の体育の授業に参加できなかった	
・スポーツ基本計画(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・ 29		4
·障害者基本計画(第3次)(抜粋)·······30		
・障害者スポーツに関する事業の移管(平成26年度)······31		
・平成28年度 障害者スポーツ関係予算・・・・・・・・・・31		
・地域における障害者スポーツ普及促進事業・・・・・・・・・32		43
・特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動	・特別支援学校における障害児のスポーツ活動の充実に	
実践事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		43
・日本障がい者スポーツ協会補助・・・・・・・・・・・ 33		
・全国障害者スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・ 33		44
・体育活動における課題対策推進事業・・・・・・・・・・・・・・・34		
·競技力向上事業······34		45
・ハイパフォーマンスサポート事業・・・・・・・・・・・・・・35		
・地方公共団体における障害者スポーツの担当部署 ・・・・・・ 35		45
・地方公共団体における障害者スポーツ振興に関する事業	・障害者入所施設におけるスポーツ・レクリエーションの	
36		46
・地方公共団体における障害者スポーツの取組・・・・・・・36		
・障害者スポーツ協会・・・・・・・・・37	' 支援····································	46
・障がい者サッカー協議会の設立・・・・・・・・・・・37	'・社会福祉協議会における障害者スポーツに関する状況	
		47
〔2)障害者のスポーツ実施状況	・中央競技団体と障害者スポーツ団体との連携・・・・・・・・・・・・・	47
・過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数		
	3(3)障害者スポーツの指導者	4.0
・障害児(7~19歳)が過去1年間にスポーツ・	・ 障害者スポーツ指導者協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
レクリエーションを行った日数・・・・・・・・・ 38		4.0
・障害児・者のスポーツ・レクリエーションの実施状況・・・・39) 指導者等の登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
· 障害者数•••••• 39	・ ・ 障害者スポーツ指導員としての活動頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 49
・障害者がスポーツ・レクリエーションを実施する	・障害者スポーツ指導員としての主な活動場所・役割	4.0
主な目的・相手・・・・・・・・・・・40) ····································	49
・障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁	・障害者スポーツ指導員の活動する際の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
40		
	指導者の状況	50

	4)	障	害	者	ス	ポ	_	ツ	施	設	等														
•	•	障	害	者:	ス	ポ	_	ツ	セ	ン	タ	_		• •		٠.										51
	•	障	害	者	ス	ポ	_	ツ	施	設	数	の	推	移		٠.										51
	•	障	害	者	ス	ポ	_	ツ	施	設	の	管	理	運	営	主	体		• •							52
	•	障	害	者	ス	ポ	_	ツ	施	設	に	付	帯	す	る	施	設									52
	•	ス	ポ-	`	ツ	施	設	に	お	け	る	職	員	数	及	び	常	勤	職	員	の	割	合			53
	•	ス	ポ-	`	ツ	施	設	の	職	員	が	保	有	す	る	障	害	者	ス	ポ	_	ツ	•			
		体	育	等		関	す	る	資	格						• •	• •	• •	• •	• •		• •				53
	•	障	害	者(か	ス	ポ	—	ツ	施	設	利	用)	の			
		手	続	き	• :	確	認	事	項					• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •		54
	•	障	害	者(か	ス	ポ	—	ツ	施	設	利	用	(寸	体	利	用	時)	の					
			続											• •	• •	• •	• •	• •	• •							54
																										55
	•	障	害	者(か	ス	ポ	—	ツ	施	設	利	用	を	ゃ	む	を	得	ず	断	つ	た	事	例·		56
	•	障	害	者(か	ス	ポ	—	ツ	施	設	利	用	を	ゃ	む	を	得	ず	断	つ	た	理	由·		56
	•	ス	ポ-	'	ツ	施	設	に	お	け	る	障	害	者	の	安	全	な	利	用	に	関	ゎ	る		
		マ	=	ュ	ア.	ル	の	作	成	状	況			• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •			57
	•	ス	ポ-	<u> </u>	ツ	施	設	に	お	け	る	障	害	者	の	利	用	促	進	ゃ	安	全	確	保Ⅰ	Ξ	
			すん											• •	• •	• •	• •								• • •	57
	•	ス	ポ-	<u> </u>	ツ	施	設	に	お	け	る	職	員	向	け	の	安	全	確	保	の	た	め	の		
			習:											• •	• •	• •	• •									58
	•	ス	ポ-	<u> </u>	ツ	施	設	に	お	け	る	職	員	向	け	の	救	急	講	習	の	実	施	状》	兄	
														• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	• • •	58
	•		ポ-							い	て	障	害	者	の	安	全	な	利	用	に	向	ゖ	T		
		重	要。	: ع	考	え	る	事	項					• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	٠.	• •	• • •	• •	59
			玉		-																					
																										59
	•	۱,	ラ	リ:	ン	ピ	ツ	ク	(概	要)	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	• •	60
	•	デ	フ	リ:	ン	ピ	ツ	ク	(概	要)	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	• • •	60
																										61
			-												-				-							61
	•	۱۱°	ラ	リ:	ン	ピ	ツ	ク	以	外	の	障	害	者	ス	ポ	—	ツ	の	直	接	観	戦	経	験	
														• •	• •	• •	• •	• •	• •							62
	•	20	204	年	東	京	۱ %	ラ	IJ	ン	ピ	ツ	ク	の	開	催	で	期	待	す	る	こ	ع			62

. 地域スポーツ全般関係
・市区町村のスポーツ政策の主管部局・・・・・・・・・・63 ・成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・諸外国のスポーツ実施率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・外部人材の活用状況、総合運動部、複数校合同運動
部活動の実施状況 ・・・・・・・・・・66・地域におけるスポーツ指導者の状況・・・・・・・・・67
・スポーツ指導者資格・・・・・・・・・・・・・・・・67 ・スポーツ推進委員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・68
・我が国の体育・スポーツ施設数(設置種別) ・・・・・・・・68・市区町村における学校体育・スポーツ施設開放状況・・・69
・総合型地域スポーツクラブ ・・・・・・・・・・・・・・・・69

I. 障害者スポーツ関係

スポーツ基本法における障害者スポーツに関する主な規定(抜粋)

基本理念

第二条

5 スポーツは、<u>障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程</u>度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

国の責務

第三条 <u>国は</u>、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する<u>責務を有する</u>。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会

第二十六条

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に 財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、<u>国及び</u> 開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された 選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

国際競技大会の招致又は開催の支援等

第二十七条

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ 団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

スポーツ基本計画(平成24年3月)(抜粋)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

- 1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- (1)幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
 - ③今後の具体的施策展開:
 - 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ 団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、 新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。
- (2)学校の体育に関する活動の充実
- ③今後の具体的施策展開:
- 〇 国は、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導の在り方について調査し、先導的な取組を検討・推進する。
- 〇 地方公共団体においては、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者等 との連携を促進することが期待される。
- (3)子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実
- ③今後の具体的施策展開:
- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ 団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、 新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。
- 2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力つくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (1)ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- ③今後の具体的施策展開:
- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ 団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、 新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。
- 国は、障害者の競技大会への参加や旅行先でもスポーツに親しめる機会を充実するため、民間事業者等と連携し、障害の有無にかかわらず移動・旅行ができる環境整備に取り組む。

- (2)スポーツにおける安全の確保
- ③今後の具体的施策展開:
- 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化等の公共スポーツ施設等の安全確保に努めることが期待される。国においては、地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の安全確保対策を支援する。

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- (2)地域のスポーツ指導者等の充実
- ③今後の具体的施策展開:
- スポーツ団体においては、若者や高齢者、女性、障害者スポーツ指導を適切に行うことができるスポーツ指導者講習会等を実施 するなど、スポーツ指導者の資質向上を図ることが期待される。
- JSAD等の障害者スポーツ団体においては、障害者のスポーツ活動を支援するため、地方公共団体や他のスポーツ団体と連携を図り、健常者に対するスポーツ指導者が、障害者へのスポーツ指導を行うための講習会等の充実を図ることや、養成された障害者スポーツ指導者の活用を促進することが期待される。
- (3)地域スポーツ施設の充実
- ③今後の具体的施策展開:
- 国は、障害者がより身近な地域のスポーツ施設においてスポーツに親しむことができるよう、健常者も障害者もともに利用できる スポーツ施設の在り方について検討する。
- 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化、グラウンドの芝生化等の公共スポーツ施設等の充実に努めることが期待される。
- (4)地域スポーツと企業・大学等との連携
- ③今後の具体的施策展開:
- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する。
- 7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
- (2)地域スポーツと企業・大学等との連携
 - 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する。

障害者基本計画(第3次)(平成25年9月)(抜粋)

- Ⅲ. 分野別施策の基本的方向
- 3. 教育. 文化芸術活動・スポーツ等

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進する。

(4)文化芸術活動,スポーツ等の振興

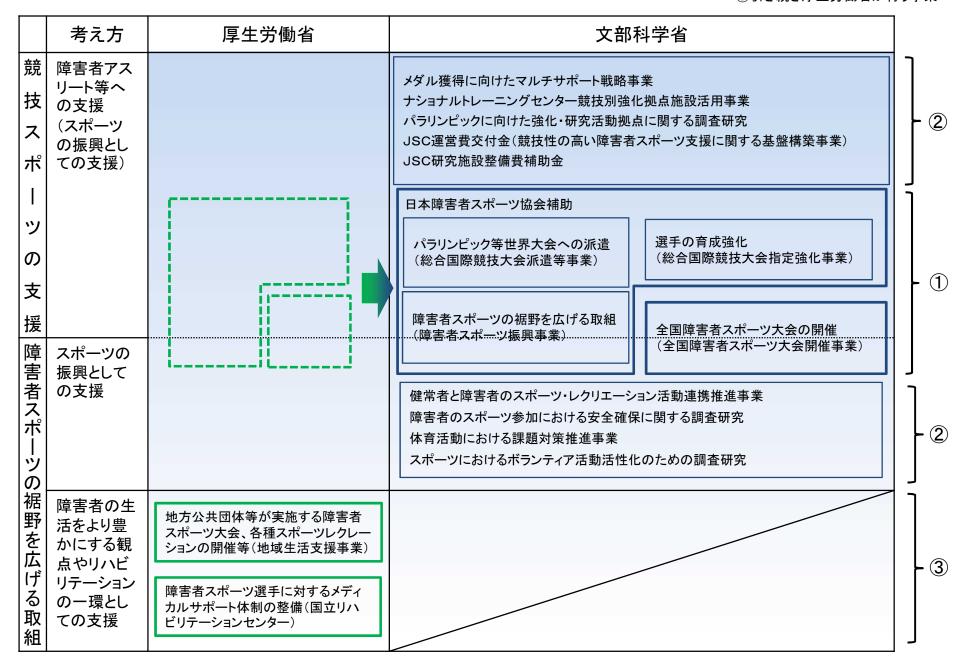
〇障害者が地域において、文化芸術活動、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の芸術活動に対する支援や、障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討し、推進を図る。3-(4)-1

〇障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者の文化芸術活動、スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行う文化芸術活動、スポーツ等に関する取組を支援する。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツの振興に取り組む。3-(4)-3

〇パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。3-(4)-4

障害者スポーツに関する事業の移管(平成26年度)

- ①平成26年度から移管する事業
- ②従来からの文部科学省の事業
- (平成26年度の新規事業を含む。)
- ③引き続き厚生労働省が行う事業



平成28年度 障害者スポーツ関係予算(予定額)

- 平成28年度予算においては、障害者スポーツ関係の予算を前年度比約1.4倍に 拡充(H27予算額:約25億円→ H28予定額:約35億円)。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、競技力向上・裾野の 拡大の両面から、障害者スポーツを強力に推進。

障害者スポーツの裾野の拡大に係る事業 約6億2千万円

〇 地域における障害者スポーツ普及促進事業

約8千万円

○ 特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動実践事業(新規)

約2千万円

〇 日本障がい者スポーツ協会補助

約3億9千万円

(①障害者スポーツ振興事業 ②総合国際競技大会派遣等事業 ③競技力向上推進事業)

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業

約8千万円

〇 体育活動における課題対策推進事業

約5千万円

障害者スポーツの競技力の向上に係る事業 約28億6千万円

〇 競技力向上事業

約16億5千万円

〇 ハイパフォーマンスサポート事業

約9億9千万円

〇 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業

約2億2千万円

[※] このほか、学校教育の一環として、障害者アスリートとの交流や障害者スポーツ体験等を通じて、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を深める取組として、「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のパリアフリー)の推進」(H28予定額 約81百万円)事業を実施予定。

地域における障害者スポーツ普及促進事業

(前年度予算額:130,535千円) 28年度予定額:81,901千円

趣旨

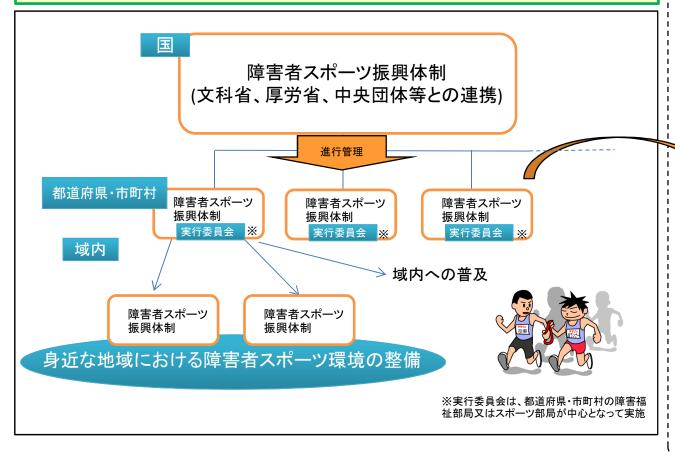
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導き、全国各地で障害の有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、国が、各地域において障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

事業内容

地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究

都道府県·市町村 への委託事業

○ 都道府県・市町村において、域内の障害者スポーツ普及のための体制 づくりやノウハウ作成に関する実践研究を実施。



障害者スポーツ振興体制の構築

これまで スポーツ関係者と障害福祉関係者が、 各々でスポーツ活動を実施



これから

スポーツ関係者と障害福祉関係者が、 各地域で連携・協働体制を構築し、障害 の有無に関わらずスポーツの振興を一 体的に図る。共生社会の実現にも寄与。



- ◆週1日以上のスポーツ実施率(成人) **障害者 18.2%** 一般 40.4%
- ◆地方の障害者スポーツ行政体制 ・障害者スポーツをスポーツ担当部局で一緒に 行っている都道府県は東京都・佐賀県・鳥取県のみ ・市町村では71.2%が障害福祉関連部局が担当

参老)

◆「経済財政運営と改革の基本方針2015 〜経済再 生なくして財政健全化なし〜」(平成27年6月30日閣議 決定)

○スポーツ立国を目指し、スポーツ庁を中核として・・ (略)・・障害者スポーツの振興・・等を進める。

現 状

障害児・者が、学校や地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない状況にある。

特別支援学校や特別支援学級設置校(「特別支援学校等」という)は、障害児・者にとって、身近でかつ安心して安全にスポーツができる場と想定されるが、小・中・高に比して、有効に活用されていない状況にある。

◆ 学校開放の割合:特別支援学校 ①体育館: 57.5% ②グラウンド: 54.3% (出典:平成25年度文部科学省委託調査結果)

(参考):特別支援学校を除く公立学校 ①体育館: 85.1% ②グラウンド: 77.8% (出典:文部科学省調べ)

要求内容

障害児・者が、安心して安全にスポーツができる場と想定される特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を 実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進する。

◆ 特別支援学校数: 1,096校(出典: 平成26年度学校基本統計) (参考)障害者スポーツセンター: 114施設(出典: 平成25年度文部科学省委託調査結果)

1. 特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の実施・支援

放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる<u>障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を年間を通して、定期的・継続的に実施・支援</u>する。



2. 特別支援学校等における体育・運動部活動等の支援

障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行うほか、他の特別支援学校等に在籍する障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を支援する。



効果

- 1. 障害児・者にとって、<u>身近な施設である特別支援学校等を有効活用</u>することにより、<u>効率的・効果的に、日常的なス</u> ポーツ活動を促進。
- 2. 2020年東京パラリンピック競技大会等に向けて、<u>特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ機運の醸成、アスリートの発掘・育成に寄与</u>。
- 3. 特別支援学校等を拠点として、障害の有無にかかわらず、地域住民と障害児・者がスポーツを通じた交流を行うことにより、<u>障害者への理解促進及び共生社会の実現</u>。

日本障がい者スポーツ協会補助

2 8 年度予定額 385,000 千円 2 7 年度予算額 246,405 千円)

1 障害者スポーツ振興事業

152,552千円 (147,552千円)

障害者スポーツに係る普及・啓発、調査研究、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行い、 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを実施できるようにする。

(1)連絡協議会開催事業

4.716千円

(2)情報収集·提供事業

5.980千円

(3)調査研究事業

7.047千円

(4)普及・啓発事業

12,296千円

(5)活動推進費

9,270千円

(6) 障害者スポーツ地域振興事業

54.044千円

【新規分】地域における障害者スポーツの振興事業(スポーツ用具の購入)

(7) 障害者スポーツ人材養成研修事業

59.199千円

2 総合国際競技大会派遣等事業

176.202 千円 (35.877 千円)

日本代表選手団の派遣及び合宿を実施する。

(1) 2016リオパラリンピック競技大会

128, 258千円 (新規)

(2) 2017スペシャルオリンピックス冬季世界大会

47.944千円 (新規)

(3) 前年度限りの経費(2015スペシャルオリンピックス夏季世界大会)

3 競技力向上推進事業

56.246 千円 (62.976千円)

障害者スポーツの世界大会(パラリンピック・デフリンピック)でのメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進に取り組む。

(1)情報収集・提供事業

35,049千円

【新規分】2018ピョンチャン事前調査

【新規分】国際資格取得・更新講習会開催

【新規分】パラリンピック広報活動(ポスター作成等)

(2) 選手強化対策事業(強化委員会開催経費)

8.124千円

(3) アンチ・ドーピング活動推進支援事業

13.073千円

全国障害者スポーツ大会の概要

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会(昭和40年~平成12年)」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)(平成4年~平成12年)」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 開催趣旨

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 主催者

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体。 ※平成26年度より厚生労働省から文部科学省に移管

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。

5 競技種目

個人競技 (6競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、 卓球(サウント・テーブルテニス含む)、 フライングディスク、ボウリング
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車椅子バスケットボール、 ソフトボール、フットベースボール、 グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

6 開催地及び開催予定地

開催年	回数	開催地	開催日
平成27年	第15回	和歌山県	平成27年10月24日(土)~26日(月)
平成28年	第16回	岩手県	平成28年10月22日(土)~24日(月)
平成29年	第17回	愛媛県	平成29年10月28日(土)~30日(月)
平成30年	第18回	福井県	平成30年10月13日(土)~15日(月)

7 参加資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 毎年4月1日現在、13歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持する身体障害者、又は療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者、又は精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者
- (3) 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、入所・通所施設、学校の所在地の都道府県・指定都市から参加してもよい。
- 8 国庫補助 全国障害者スポーツ大会開催事業 平成28年度予定額 8,100万円

体育活動における課題対策推進事業

(前年度予算額: 59,890千円) 28年度予定額: 71,578千円

学校における体育活動は、体力向上、健康増進、競争心や協調、他を尊重する精神の涵養、人間関係の形成など、生涯にわたる豊かな生活を実現するための基礎となるものである。一方で、毎年報告される死亡等の重大事故の発生や体育授業の効果的な実施などの様々な課題も抱えている。これらの課題に対応し、安全でより効果的な体育活動を実施するための取組を推進する。

スポーツ事故防止対策推進事業

事故 防止 全国的に安全管理、事故防止の取組を進めるために、これまでの重大な事故事例の発生原因、再発防止方策等について調査研究を行い、その成果等を教育委員会、学校、大学、スポーツ関係団体等の関係者で情報共有するための全国協議会を開催する。

【調查研究】

重大な事故事例や情報、再発防止のために留意すべき点、防止方策等について把握・分析

体育活動中における安全管理・事故防止について全国的な普及啓発

障害に 応じた 指導

学校体育におけるインクルーシブ教育プログラム (バリアフリープログラム)の開発

学校において障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学べる体育活動実践プログラム等の開発を行うとともに、障害児のスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容・指導方法を実践研究し、教員の指導力向上を図る。

【実践研究】

障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学べる体育活動実践プログラム等の開発 個に応じた指導計画・指導内容・指導方法を実践研究 安全で効果的な体育活動の実施

競技力向上事業

(前年度予算額: 7,400,000千円) 28年度予定額: 8,700,000千円

Photo by AFLO SPORT (JOC提供)

オリンピック・パラリンピック競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年東京大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。

《2020年東京大会に向けたJOCの目標》

★ 金メダルランキング3位以内(20~33個)

《2020年東京大会に向けたJPCの目標》

- ▶ 金メダルランキング7位以内(22個)
- ▶ 総メダルランキング5位以内(92個)





Photo by 何エックスワン (JPC提供)



Photo by 旬エックスワン(JPC提供

基盤的選手強化

2016リオ大会、2018平昌大会、2020東京大会等に向けて、 各競技団体が日常的・継続的に行う選手強化活動を支援。

◇国内外強化合宿(拡充)

◇チーム派遣・招待(拡充) ◇コーチ等の設置(拡充) など

戦略的選手強化(オリ・パラー体で実施)

2020東京大会等で活躍が期待できる次世代アスリートの発掘・育成・強化などの戦略的な選手強化を実施。

- ◇次世代ターゲット競技種目の育成・強化(拡充)
 - ※28年度から新たにパラリンピックで実施
- ◇アスリートパスウェイの戦略的支援(拡充)
 - ※28年度から新たにパラリンピックで実施
- ◇有望アスリート海外強化支援(新規)

選手・指導者を一体として海外リーグ等に派遣

◇オリ・パラ統合強化支援ユニットの設置(新規)

オリ・パラ及び競技の枠を超えたコンサルティングを実施。

ハイパフォーマンスサポート事業

(前年度予算額:3,100,000千円) 28 年 度 予 定 額: 3,528,493千円

- ▶ オリンピック競技・パラリンピック競技を対象に、我が国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得することができるよう、メダル 獲得が期待される競技をターゲットとして、アスリート支援や研究開発について、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施する。
- ▶ 2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会において、競技直前の準備のためにアスリート、コーチ、サポートスタッフが必要とする機 能(リカバリーやコンディショニング機能に重点化)を選択できる拠点(ハイパフォーマンスサポート・センター)を設置する。

強化合宿や競技大会における動作分析、ゲーム分析、情報収集、栄養サポート、 コンディショニングサポート、心理サポートなど、各分野の専門スタッフが、スポーツ医・ 科学、情報等を活用して、トップアスリートが試合に勝つために必要なサポートを実施。

研究開発の実施

▶ 我が国の科学技術を活用して、選手専用(テーラーメイド型)の競技用具や ウェア、シューズ、日本人の弱点を強化するための専用トレーニング器具、コンディ ショニング、疲労回復方法等の研究開発を実施。



ハイパフォーマンスサポート・センターの設置

▶ 2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会において、競技直前の準備のためにアス リート、コーチ、サポートスタッフが必要とする機能(リカバリーやコンディショニング機能に重点化)を 選択できる拠点(ハイパフォーマンスサポート・センター)を設置。

【リカバリー&コンディショニング】

- 栄養補給(コンディショニングミール、リカバリーミールボックス、 ■映像フィードバック リフィーディングボックス)
- メディカルケア、リカバリープール、超低温リカバリー、トレーニング アスリート・コーチ・スタッフのミーティング

【リラックス&リフレッシュ】

■リラックススペース ■ ランドリー

【パフォーマンス分析サポート】

- 映像編集

【情報戦略】

■ 戦況分析 ■ 日本選手団・日本国内との連携・調整

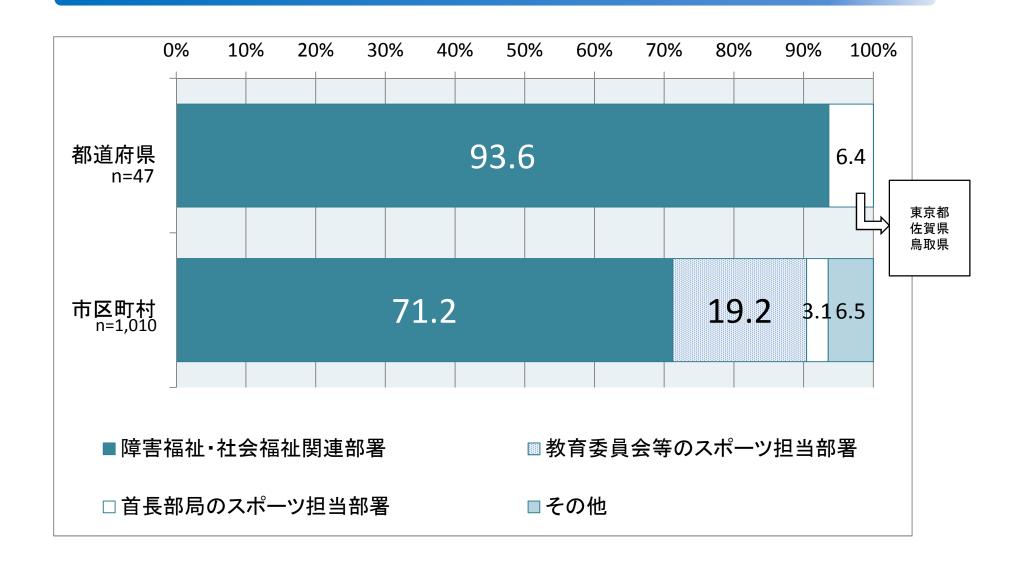
第30回オリンピック競技大会(2012/ロンドン) マルチサポート・ハウス







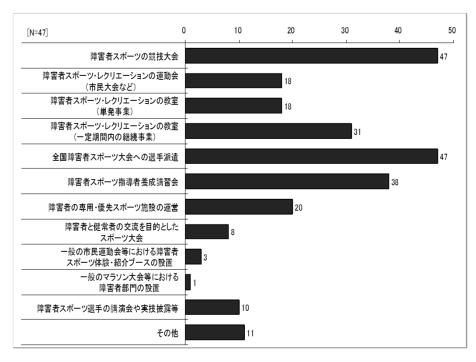
地方公共団体における障害者スポーツの担当部署



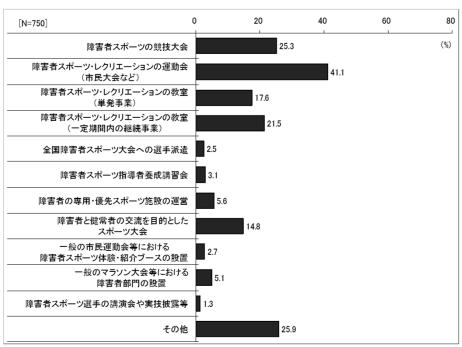
地方公共団体における障害者スポーツ振興に関する事業

(平成23年度)

都道府県



市区町村



注)有効回答数1,025のうち、750市区町村が回答。 回答選択肢に「事業を実施していない」は設けていない。

地方公共団体における障害者スポーツの取組



障害者スポーツ協会

(公財)日本障がい者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、地域における障害者スポーツ の普及・啓発の中心となる非営利組織。

	都道府県 6定都市名	団体名		都道府県 指定都市名	団体名
1	北海道	(公財)北海道障がい者スポーツ協会	30	和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会
2	青森県	NPO法人青森県障害者スポーツ協会	31	鳥取県	(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会
3	岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	32	島根県	(公財)島根県障害者スポーツ協会
4	秋田県	(一社)秋田県障害者スポーツ協会	33	岡山県	岡山県障害者スポーツ協会
5	宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	34	広島県	広島県障害者スポーツ協会
6	山形県	山形県障がい者スポーツ協会	35	山口県	(公社)山口県障害者スポーツ協会
7	福島県	(公財)福島県障がい者スポーツ協会	36	徳島県	(社福)徳島社会福祉事業団 ノーマライゼーション促進センター
8	茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	37	香川県	香川県障害者スポーツ協会
9	栃木県	NPO法人栃木県障害者スポーツ協会	38	愛媛県	愛媛県障害者スポーツ協会
10	群馬県	群馬県障害者スポーツ協会	39	高知県	(社福)高知県社会福祉協議会高知県立障害者スポーツセンター
11	埼玉県	(一社)埼玉県障害者スポーツ協会	40	福岡県	福岡県障害者スポーツ協会
12	千葉県	(一社)千葉県障がい者スポーツ協会	41	佐賀県	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会
13	東京都	(公社)東京都障害者スポーツ協会	42	長崎県	長崎県障害者スポーツ協会
14	神奈川県	(公財)神奈川県身体障害者連合会	43	熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会
15	新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	44	大分県	大分県障がい者体育協会
16	富山県	富山県障害者スポーツ協会	45	宮崎県	宮崎県障がい者スポーツ協会
17	石川県	石川県障害者スポーツ協会	46	鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会
18	福井県	しあわせ福井スポーツ協会	47	沖縄県	NPO法人沖縄県障がい者スポーツ協会
19	山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	48	札幌市	(一社)札幌市障がい者スポーツ協会
20	長野県	NPO法人長野県障がい者スポーツ協会	49	仙台市	仙台市障害者スポーツ協会
21	岐阜県	(一社)岐阜県障害者スポーツ協会	50	川崎市	川崎市障害者スポーツ協会
22	静岡県	(公財)静岡県障害者スポーツ協会	51	名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会
23	愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会	52	京都市	(公財)京都市障害者スポーツ協会
24	三重県	三重県障がい者スポーツ協会	53	大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
25	滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	54	神戸市	(社福)神戸市社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター
26	京都府	京都障害者スポーツ振興会	55	広島市	広島市障害者スポーツ協会
27	大阪府	大阪府障がい者スポーツ協会	56	北九州市	北九州市障害者スポーツ協会
28	兵庫県	(公財)兵庫県障害者スポーツ協会	57	福岡市	福岡市障がい者スポーツ協会
\rightarrow	奈良県	奈良県障害者スポーツ協会			

(平成27年5月18日現在)

「障がい者サッカー協議会」の設立

(公財)日本サッカー協会(JFA)において、各種障がい者サッカーへのサポートの在り方の検討を推進するため、JFA、各種障がい者サッカー団体等により構成される「障がい者サッカー協議会」を設置。

【目的】

- 1. 統括団体の創設及び法人化に関する事項
- 2. 各団体の法人格取得に向けたサポートに関する事項
- 3. 各種事業の協働に向けた取り組みに関する事項
- 4. 各団体間の情報共有に関する事項
- 5. その他

【設立年月日】

平成27年4月22日

【構成団体】

公益財団法人日本サッカー協会

日本ブラインドサッカー協会

日本脳性麻痺7人制サッカー協会

日本ろう者サッカー協会

日本知的障がい者サッカー連盟

日本電動車椅子サッカー協会

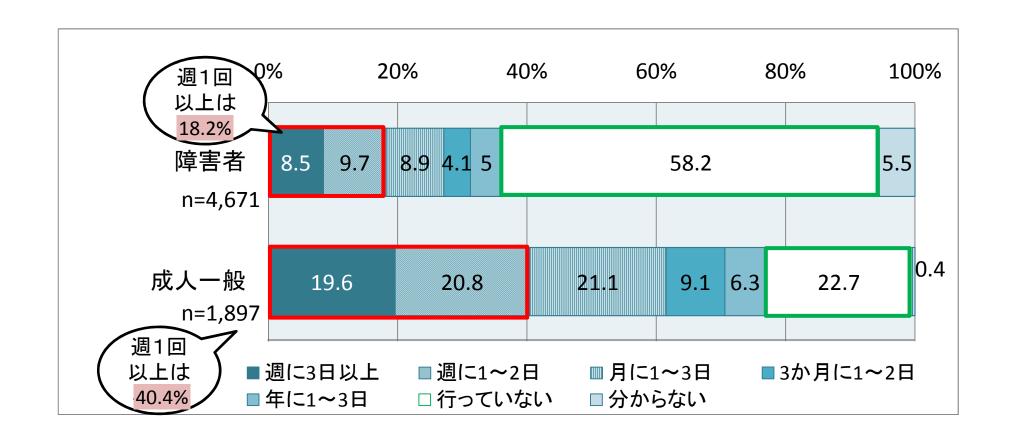
特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会

特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会

【オブザーバー】

文部科学省スポーツ庁 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 有識者

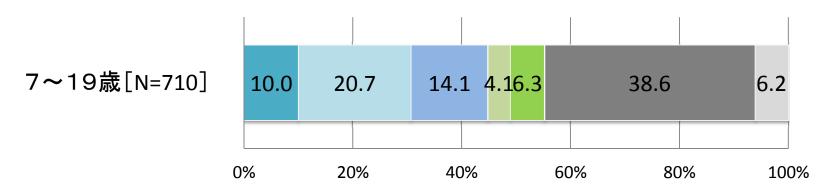
過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



(出典)・平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

・内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(附帯:テロ対策に関する世論調査)」(平成27年6月)

障害児(7~19歳)が過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数

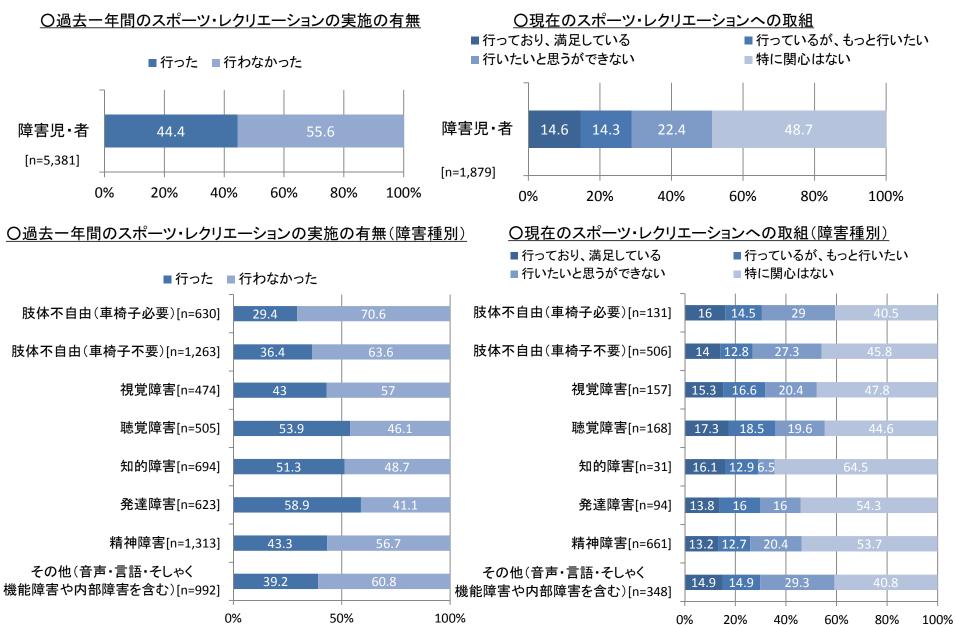


■週に3日以上 ■週に1~2日 ■月に1~3日 ■3か月に1~2日 ■年に1~3日 ■行っていない ■分からない

(障害種別)

	週に 3日以上	週に 1~2日	月に 1~3日	3か月に 1~2日	年に 1~3日	行ってい ない	分からな い
全体	10.0	20.7	14.1	4.1	6.3	38.6	6.2
肢体不自由(車椅子必要)	3.4	8.6	19.0	1.7	5.2	55.2	6.9
肢体不自由(車椅子不要)	3.8	15.4	7.7	1.3	0.0	64.1	7.7
視覚障害	7.9	13.2	15.8	2.6	5.3	39.5	15.8
聴覚障害	15.0	18.3	21.7	5.0	3.3	31.7	5.0
知的障害	9.4	25.4	14.3	5.4	6.3	34.4	4.9
発達障害	11.3	25.7	13.7	5.1	9.3	31.0	3.9
精神障害	7.9	9.2	7.9	7.9	5.3	53.9	7.9
その他(音声・言語・そしゃく機能障害や内部障害を含む)	5.0	17.5	17.5	3.8	6.3	42.5	7.5

障害児・者のスポーツ・レクリエーションの実施状況



障害者数

:	身体障がい者(児)	395万人	50%
	- 視覚障がい	32万人	4%
*	聴覚・言語障がい	32万人	4%
	肢体不自由	171万人	22%
	内部障がい	93万人	12%
	不詳	59万人	8%
知的障がい者(児)		74万人	9%
;	精神障がい者(児)	320万人	41%

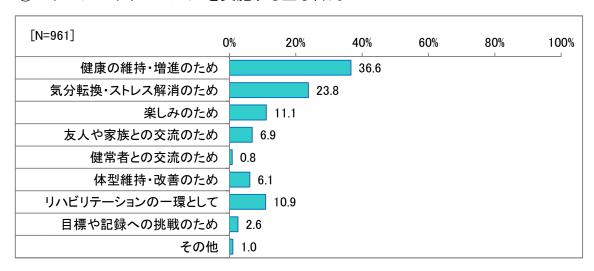
(小数点以下は四捨五入)

※種類別障がい者数については、在宅者のみの数であり、施設入所者は含まれていない。

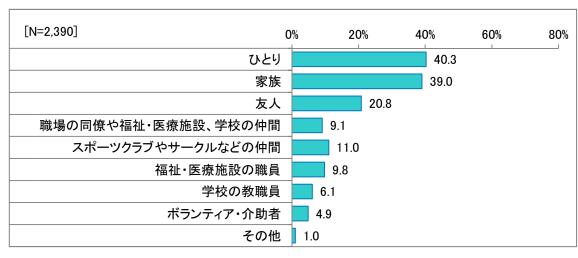
(出典)平成26年度障害者施策に関する基礎データ集より文部科学省作成

障害者がスポーツ・レクリエーションを実施する主な目的・相手

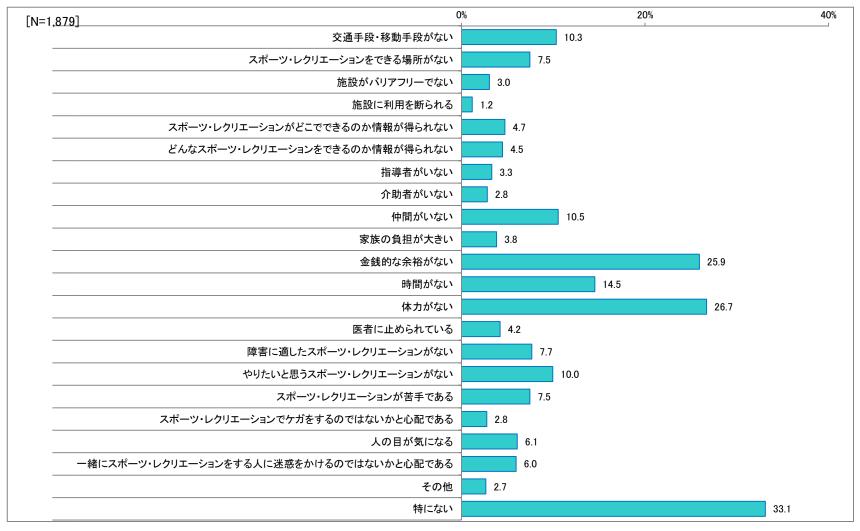
①スポーツ・レクリエーションを実施する主な目的



②スポーツ・レクリエーションを実施する相手(複数回答)



障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁



(複数回答)

視覚障害を理由に小学校の体育の授業に参加できなかった経験と種目・活動

【小学校】 (複数回答)

通常校(n=39)	盲·視覚特別支援学校(n=7)
ない(29・74.4%)	ない(7・100.0%)
ある(10・25.6%)	ある(0・0.0%)
(参加できなかった種目・活動) ①球技種目(7) 球技全般を見学(5)、バレーボールを見学(1)、バスケットボールを一部見学(1) ②その他(3)	
(内容)水泳を見学(1)、ハードル走を別内容で実施(1)、ほとんど(水泳・マラソン以外)見学(1)	

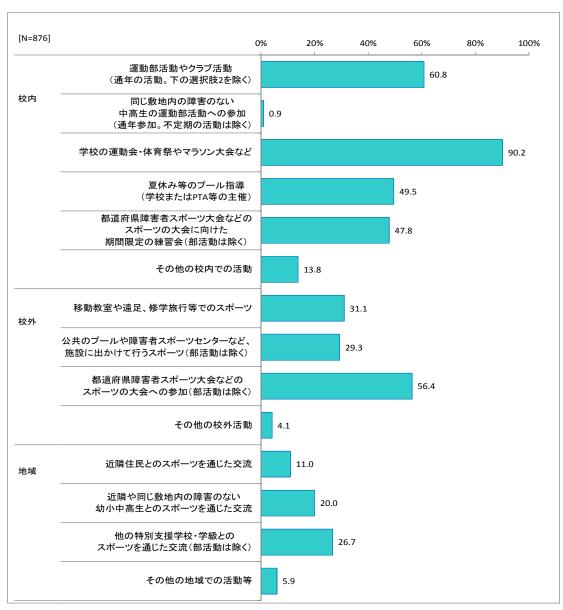
【中学校】

通常校(n=31)	盲·視覚特別支援学校(n=15)
ない(25・80.6%)	ない(15・100.0%)
ある(6・19.4%)	ある(0・0.0%)
(参加できなかった種目・活動) ①球技種目(5) 球技全般を見学(3)、バスケットボールを一部見学(1)、ソフトボールに打者で参加(1) ②その他(1) (内容)水泳を見学(1)	

【高校】

通常校(n=24)	盲·視覚特別支援学校(n=22)
ない(17・70.8%)	ない(22・100.0%)
ある(7・29.2%)	ある(0・0.0%)
(参加できなかった種目・活動) ①球技種目(9) バスケットボールを一部参加(1)、野球を見学(2)、球技全般を見学(1)、 ソフトボールに打者で参加(1)、バレーボールを見学(1)、サッカーを見学(1)、ラグビーを見学(1)	

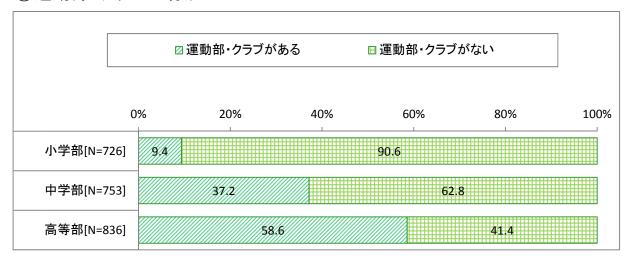
特別支援学校における体育の授業以外におけるスポーツの機会



(複数回答)

特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況①

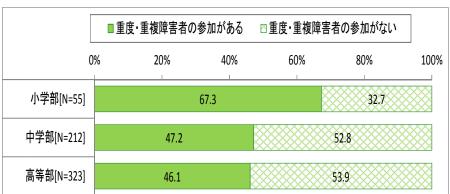
①運動部・クラブの有無



②運動部・クラブの人数(延べ人数)

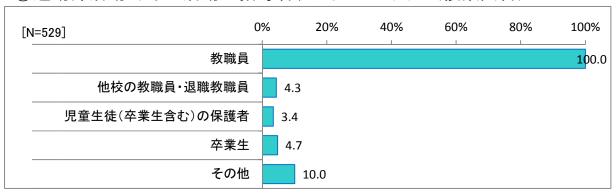


③重度・重複障害者の参加(重度・重複障害者在籍校のみ)



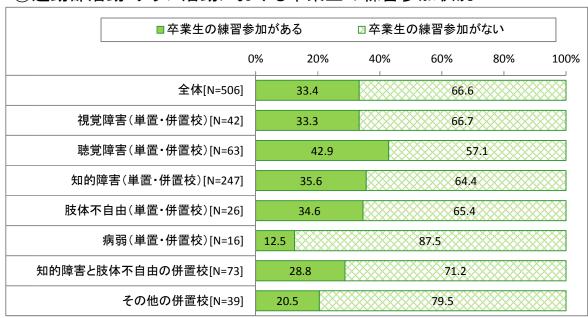
特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況②

④運動部活動・クラブ活動の指導者、サポートスタッフ(複数回答)



注)運動部・クラブがある学校のうち、指導者、サポートスタッフの質問に回答した529校を対象に集計

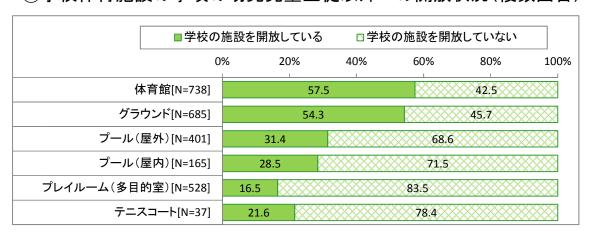
⑤運動部活動・クラブ活動における卒業生の練習参加状況



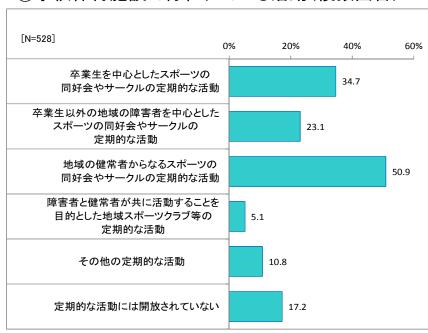
注) 有効回答数876のうち、学部ごとに運動部・クラブの質問に回答した学校を対象に集計

特別支援学校の学校開放の状況

①学校体育施設の事項の幼児児童生徒以外への開放状況(複数回答)



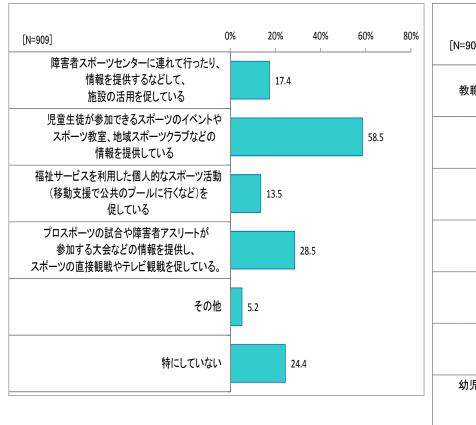
②学校体育施設で行われている活動(複数回答)

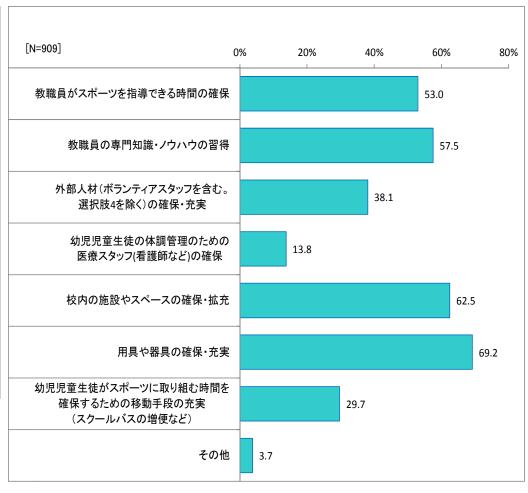


特別支援学校における障害児のスポーツ活動の充実に関する配慮・取組

①児童生徒の学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮(複数回答)

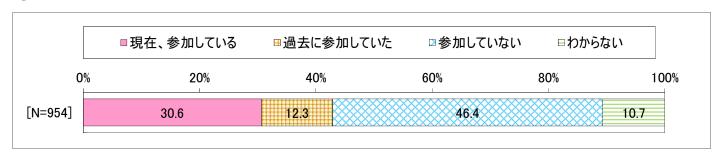
②スポーツ活動を充実させるための重要な取組(複数回答)



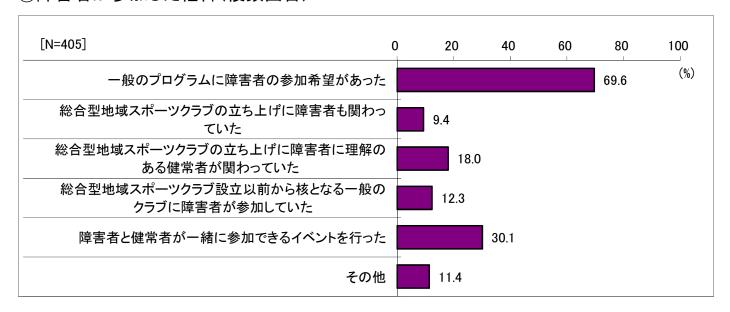


総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況①

①総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況

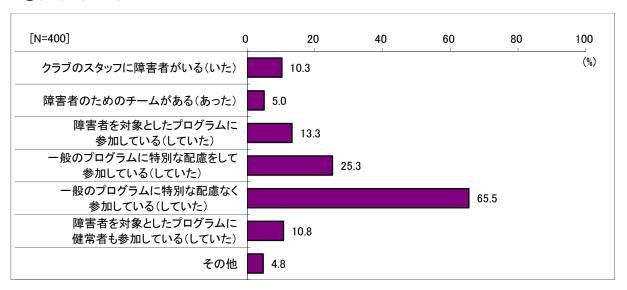


(2)障害者が参加した経緯(複数回答)

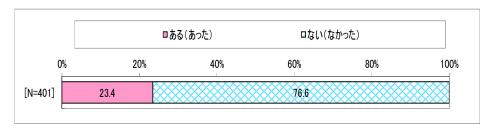


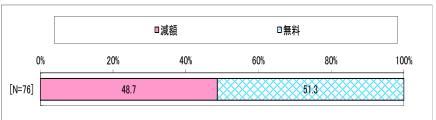
総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況②

③障害者の参加プログラム

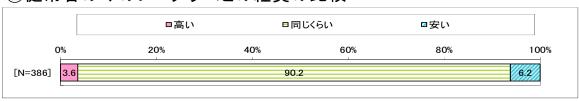


④障害者の会費割引の状況



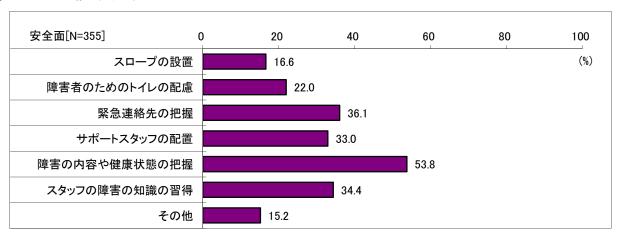


⑤健常者のみのプログラムとの経費の比較

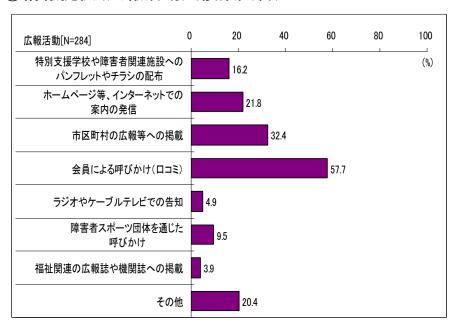


総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加に対応するための取組

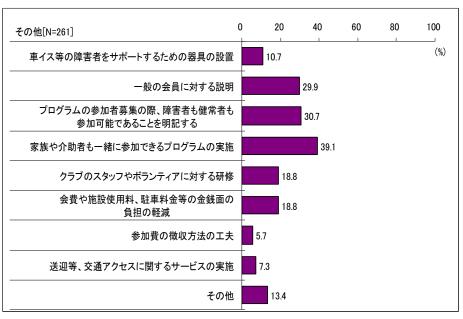
①安全面(複数回答)



②情報提供(広報活動)(複数回答)

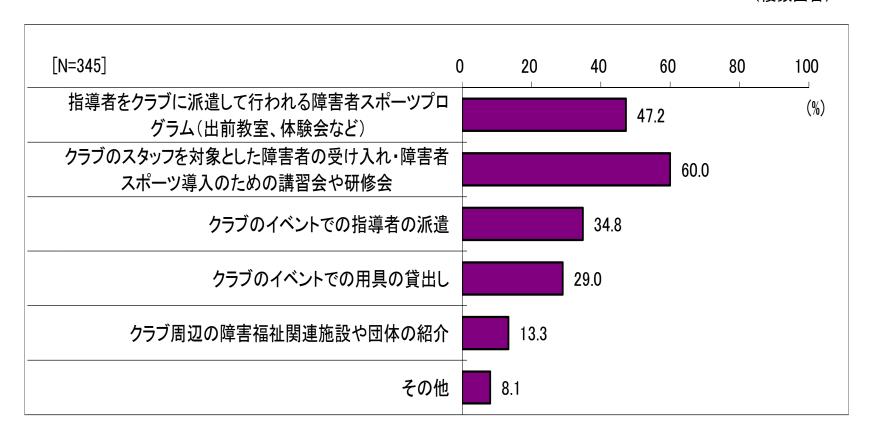


③その他(複数回答)



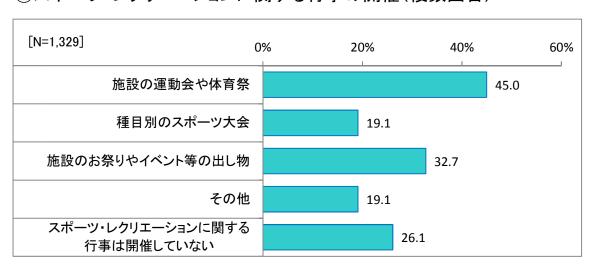
総合型地域スポーツクラブが障害者を受け入れるために希望する支援

(複数回答)

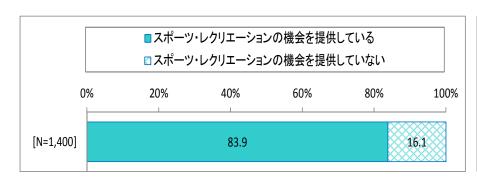


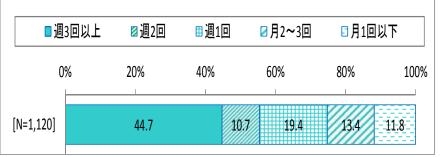
障害者入所施設におけるスポーツ・レクリエーションの実施状況

①スポーツ・レクリエーションに関する行事の開催(複数回答)



②日中活動におけるスポーツ・レクリエーションの状況・実施頻度(複数回答)





スポーツ推進委員協議会としての取組・課題・希望する支援

①スポーツ推進委員協議会としての取組(平成24・25年度)

取組みの内容等		府県 47]	政令指定都市 [N=20]	
		%	N	%
① 障害者のためのスポーツイベントや教室の運営・指導の実施	5	10.6	5	25.0
② 障害者を受入れるための研修会の開催	11	23.4	5	25.0
③ 障害者スポーツに取組んでいる市区町村協議会の把握	21	44.7	2	10.0

②障害者を受け入れていくための課題

都道府県 [N=47]

No	組織としての課題	%
1	障害者・障害者スポーツに関する知識・技術がない	31.9
2	場所・施設・設備の整備・バリアフリー	14.9
3	行政内の担当部署間の連携	10.6
3	障害者スポーツに関する資格の取得・指導者育成	10.6
5	障害者スポーツに関わる機会・交流経験がない	8.5
5	障害者スポーツ(組織)に関する情報の窓口がない	8.5

政令指定都市 [N=20]

No	組織としての課題	%
1	障害者スポーツに関わる機会・交流経験がない	40.0
2	障害者・障害者スポーツに関する知識・技術がない	35.0

③障害者を受け入れていくために希望する支援

都道府県 [N=47]

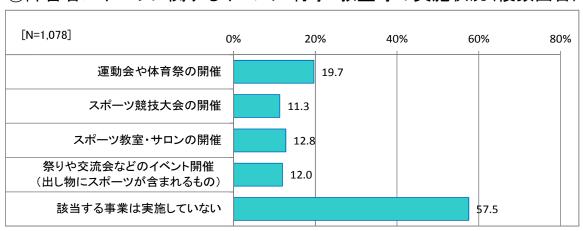
1		/	
	No	組織として今後希望する支援	%
	1	研修会の開催・参加促進	25.5
-	2	障害者関連団体との連携	23.4
ļ	3	障害者が参加できるイベントの企画・開催	10.6
	4	先進自治体での事例紹介	6.4
		国・自治体・全国スポーツ推進委員連合が指針・目標を提示	6.4

政令指定都市 [N=20]

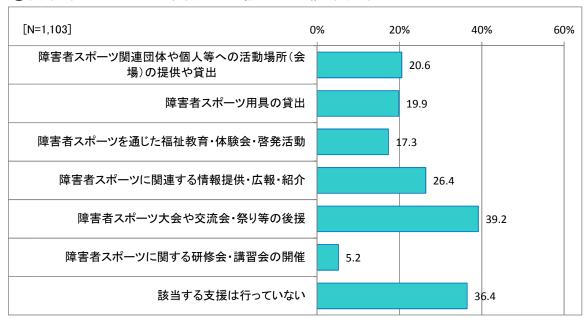
No	組織として今後希望する支援	%
1	研修会の開催・参加促進	35.0
2	指導者・講師の派遣	20.0

社会福祉協議会における障害者スポーツに関する状況

(1)障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況(複数回答)



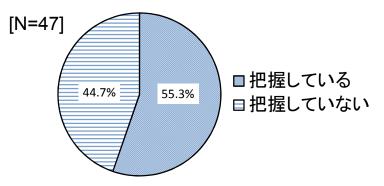
②障害者スポーツに関する支援状況(複数回答)



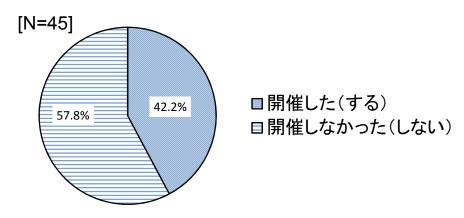
中央競技団体と障害者スポーツ団体との連携

過去3年(2012~2014年度)の障害者スポーツ団体との連携 (日本体育協会に加盟する中央競技団体を対象とした調査結果)

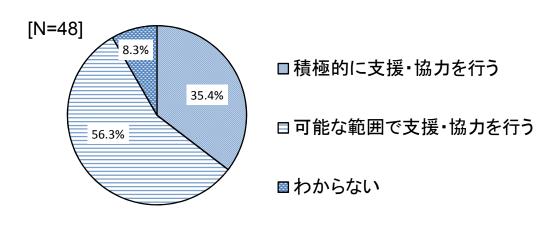
○ 地方/都道府県協会等の加盟団体における 障害者スポーツ団体との連携に係る把握の有無



○ 障害者スポーツ団体と連携・協力した大会等の開催



○ 障害者スポーツ団体からの支援・協力依頼への対応



障害者スポーツ指導者協議会

(公財)日本障がい者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、日本障がい者スポーツ協会公認指導者として地域における障害者スポーツの普及・啓発を進める者による自主運営の非営利組織。

【参考:公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款 ~抄~】

(障がい者スポーツ指導者協議会)

第53条 この法人に、障がい者スポーツ指導者協議会を置く。

- 2 この協議会は、<u>障がい者スポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を図り、</u>障がい者スポーツの指導活動を促進し、指導体制の確立を 図ることを目的とする。
- 3 障がい者スポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市の障がい者スポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができる。
- 4 障がい者スポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

No	団体名	No	団体名	
北海道ブロック		26	愛知県障害者スポーツ指導者協議会	
1	北海道障害者スポーツ指導者協議会	27	名古屋市障害者スポーツ指導者協議会	
	東北ブロック	28	三重県障害者スポーツ指導者協議会	
2	青森県障害者スポーツ指導員会		近畿ブロック	
3	岩手県障がい者スポーツ指導員協議会	29	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会	
4	宮城県障害者スポーツ指導者協議会	30	京都障害者スポーツ指導者協議会	
5	仙台市障害者スポーツ指導者協議会	31	大阪障害者スポーツ指導者協議会	
6	秋田県障害者スポーツ指導者協議会	32	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会	
7	山形県障害者スポーツ指導者協議会	33	奈良県障害者スポーツ指導者協議会	
8	福島県障害者スポーツ指導者協議会	34	和歌山県障害者スポーツ指導者協議会	
関東ブロック		中・四国ブロック		
9	茨城県障害者スポーツ指導者協議会	35	島根県障害者スポーツ指導員連絡協議会	
10	栃木県障害者スポーツ指導員協議会	36	鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会	
11	群馬県障害者スポーツ指導者協議会	37	岡山県障害者スポーツ指導者連絡協議会	
12	埼玉県障害者スポーツ指導者協議会	38	広島県障害者スポーツ指導者協議会	
13	千葉県障がい者スポーツ指導者協議会	39	山口県障害者スポーツ指導者協議会	
14	東京都障害者スポーツ指導員協議会	40	徳島県障害者スポーツ指導者連絡協議会	
15	神奈川県障害者スポーツ指導者協議会	41	香川県障害者スポーツ指導者協議会	
16	横浜市障害者スポーツ指導者協議会	42	愛媛県障害者スポーツ指導者協議会	
17	川崎市障害者スポーツ指導者協議会	43	高知県障がい者スポーツ指導者協議会	
18	山梨県障害者スポーツ指導員連絡協議会	九州ブロック		
	北信越ブロック	44	福岡障害者スポーツ指導者協議会	
19	新潟県障害者スポーツ指導者協議会	45	佐賀県障害者スポーツ指導者協議会	
20	富山県障がい者スポーツ指導者協議会	46	長崎県障害者スポーツ指導者協議会	
21	石川県障害者スポーツ指導者協議会	47	熊本県障害者スポーツ指導者協議会	
22	福井県障害者スポーツ指導者協議会	48	大分県障害者スポーツ指導者協議会	
23	長野県障害者スポーツ指導者協議会	49	宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会	
中部・東海ブロック		50	鹿児島県障害者スポーツ指導者協議会	
			Lucian de la companya del companya del companya de la companya de	
24	岐阜県障害者スポーツ指導者協議会	51	沖縄県障害者スポーツ指導者連絡協議会	

(平成27年3月25日現在)

(公財)日本障がい者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者等の登録状況

- 〇地域の身近な障害者にスポーツの生活化を促進する「初級障害者スポーツ指導員」19,020名。
- 〇障害者スポーツ指導員の数は過去20年間で大きく増加したが、ここ10年は横ばいとなっている。

障害者スポーツ指導員(初級)

(全国:19.020名)(18時間以上の講習)

18歳以上で、身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する。

障害者スポーツ指導員(中級)

(全国:2,859名)(56時間以上の講習)

初級障害者スポーツ指導員として2年以上の経験がある人が対象。 主に都道府県レベルで活動する。(全スポ選手団のコーチ)

障害者スポーツ指導員(上級)

(全国:767名)(52時間の講習)

中級障害者スポーツ指導員として3年以上の経験がある人が対象。 主に都道府県レベルのリーダーとして活動する。(全スポ選手団の監督)



※人数は各年12月31日時点

障害者スポーツコーチ

(全国:134名)

中級又は上級障害者スポーツ指導員資格を有し、競技団体のコーチとして活動経験があり、競技団体の推薦がある者。関係団体と連携し、各種競技別の障害のある競技者の強化・育成を行う。(パラリンピックなどの国際大会の選手団の監督・コーチ)

障害者スポーツ医

(全国:330名)

医師国家資格を5年以上経験し協会主催の講習会修了者。関係団体と連携し、障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与する。(パラリンピックなどの国際大会の帯同医・医務員)

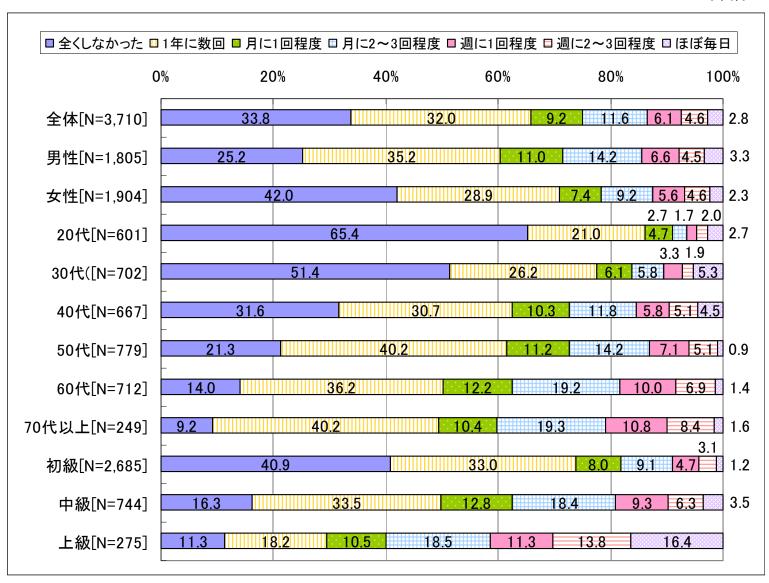
障害者スポーツトレーナー

(全国:113名)

PT、OT、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、鍼・灸師等の国家資格、又は日体協公認のアスレティックトレーナー資格を有する者。障害者のスポーツ活動に必要な身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当し、競技力の維持・向上の支援をする。

障害者スポーツ指導員としての活動頻度

(平成23年度)



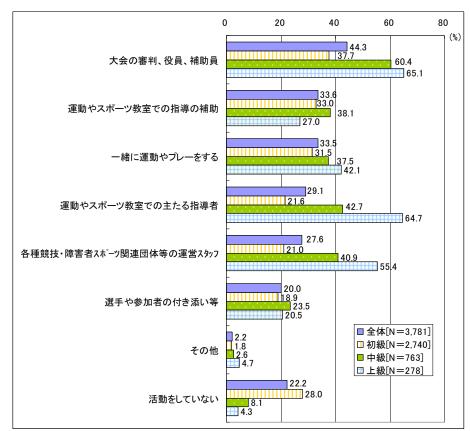
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者スポーツ指導員としての主な活動場所・役割

①主な活動場所(全体、資格種別 複数回答)

60 20 40 (%) 大会等のイベント 各種競技団体・障害者スポーツ関連団体等 49.3 57.6 地域のクラブやサークル 16.8 4.8 職場 福祉・医療・教育等の施設・機関(職場除く) ■ 全体[N=3,779] 障害者との個人的な付き合い □ 初級[N=2.737] □ 中級[N=764] □上級[N=278] その他 20.7 活動していない

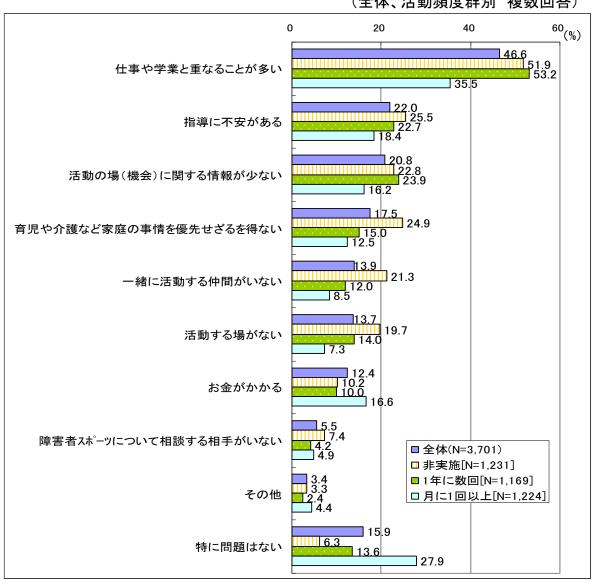
②主な役割(全体、資格種別 複数回答)



(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者スポーツ指導員の活動する際の問題点

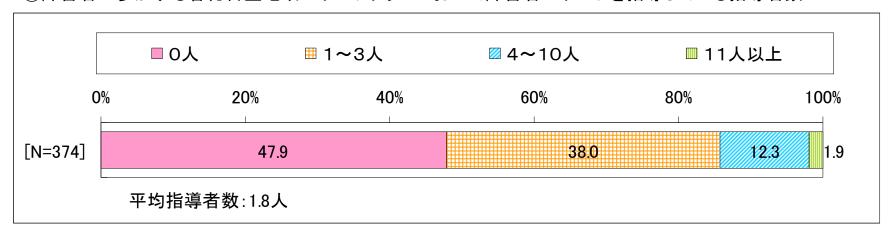
(全体、活動頻度群別 複数回答)



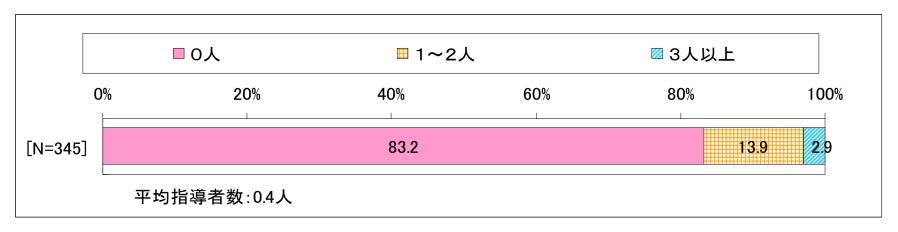
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者が参加する総合型地域スポーツクラブの指導者の状況

(1)障害者が参加する各総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツを指導している指導者数



② ①における日本障がい者スポーツ協会の資格取得者数



(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」 50

障害者スポーツセンター

障害のある人のスポーツ·レクリエーションの活動拠点であり、選手の育成·強化を自主的に行う非営利組織。 (公財) 日本障がい者スポーツ協会の障害者スポーツセンター協議会に加盟している。

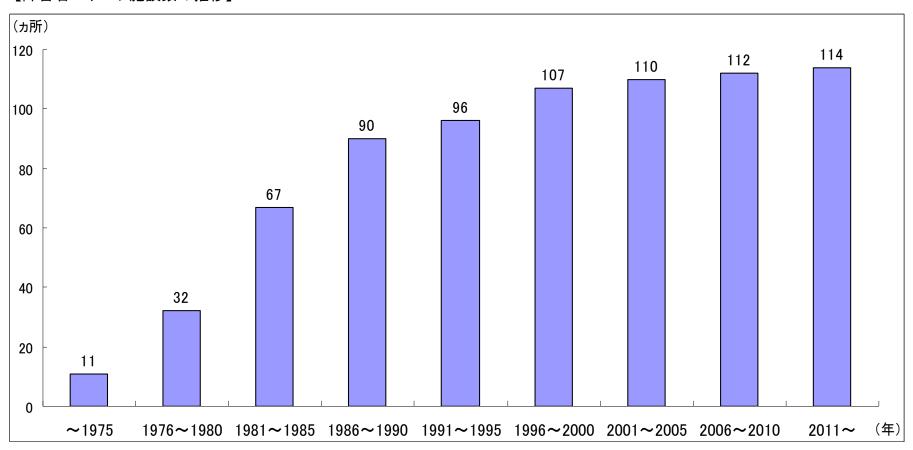
No.	団体名
1	ふれあいランド岩手
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
3	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
4	埼玉県障害者交流センター
5	東京都障害者総合スポーツセンター
6	東京都多摩障害者スポーツセンター
7	新潟県障害者交流センター
8	長野県障がい者福祉センター
9	滋賀県立障害者福祉センター
10	広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター
11	高知県立障害者スポーツセンター
12	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
13	名古屋市障害者スポーツセンター
14	京都市障害者スポーツセンター
15	大阪市長居障がい者スポーツセンター
16	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター
17	神戸市立市民福祉スポーツセンター
18	広島市心身障害者福祉センター
19	福岡市立障がい者スポーツセンター
20	西宮市総合福祉センター
21	大阪府立障がい者交流促進センター
22	鹿児島県立障害者自立交流センター
23	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
24	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
25	北九州市障害者スポーツセンターアレアス

(平成26年7月3日現在)

障害者スポーツ施設数の推移

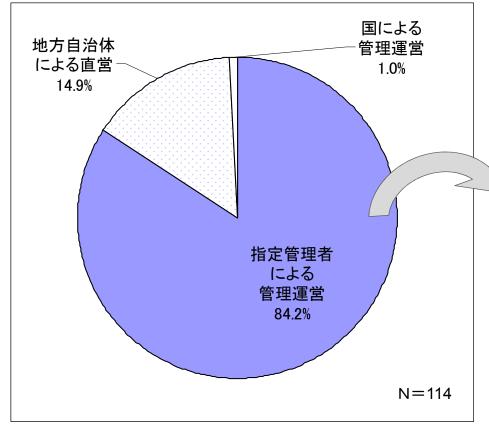
- ○施設の約8割にあたる90か所が1990年までに設置されている。
- ○2001年以降は7か所の設置にとどまっている。

【障害者スポーツ施設数の推移】



出典: 平成24年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究 (健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業)報告書」

障害者スポーツ施設の管理運営主体



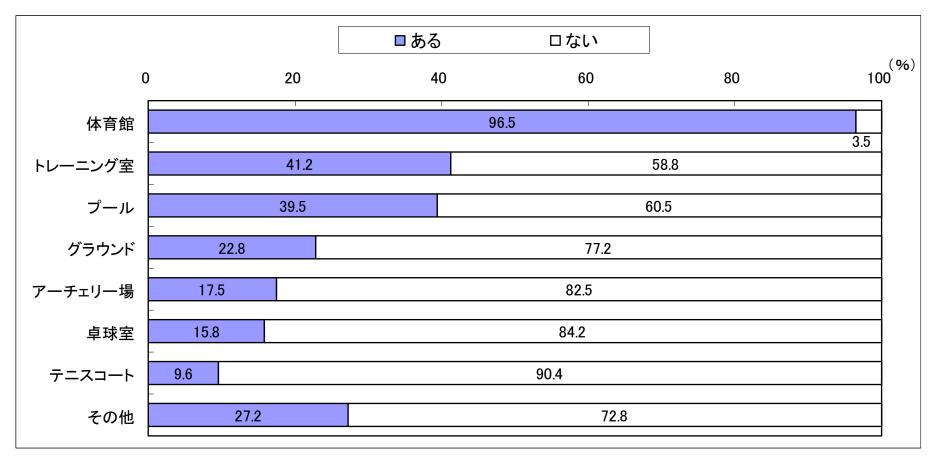
障害者スポーツ施設の指定管理者の内訳

分類	割合(%)
社会福祉協議会・社会福祉事業団・リハビリテーション事業団	64.5
障害者スポーツ協会	7.5
体育協会・スポーツ振興事業団	10.8
民間事業者	5.4
スポーツ団体	2.2
自治体	1.1
労働者協同組合	2.2
その他	6.5

N = 93

(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者スポーツ施設に付帯する施設

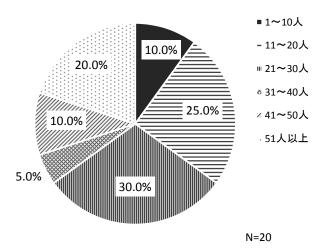


N=114(複数回答)

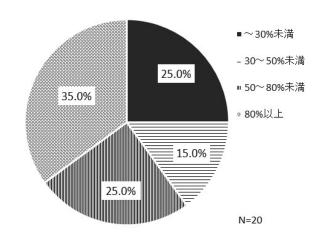
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

スポーツ施設における職員数及び常勤職員の割合

<地域スポーツ施設> 職員数の割合

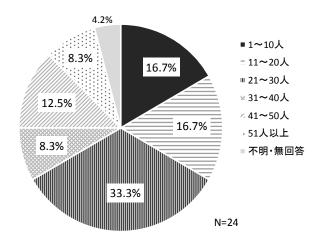


常勤職員の割合

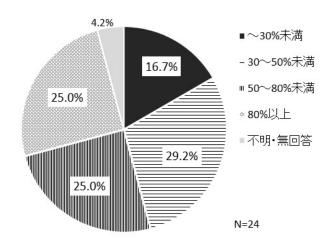


<障害者スポーツ施設>

職員数の割合

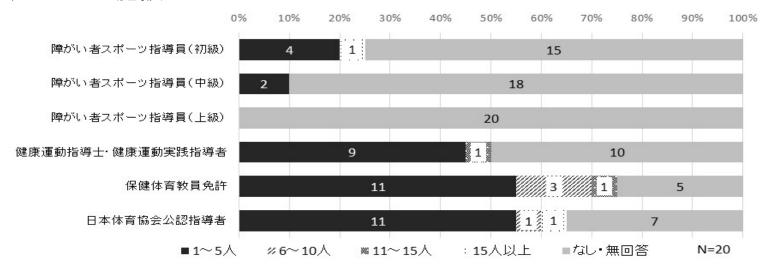


常勤職員の割合

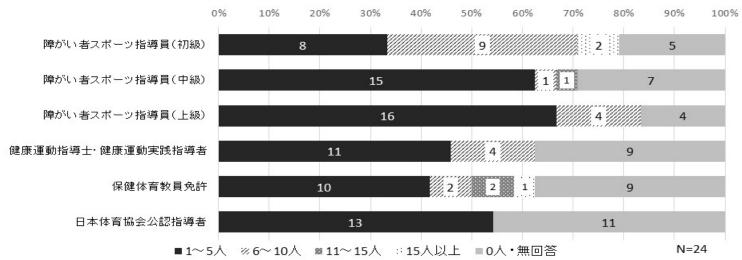


スポーツ施設の職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関する資格

<地域スポーツ施設>



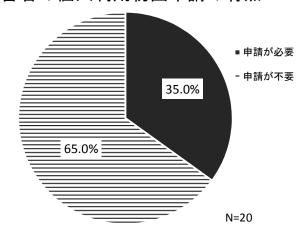
<障害者スポーツ施設>



障害者のスポーツ施設利用(個人利用初回時)の手続き・確認事項

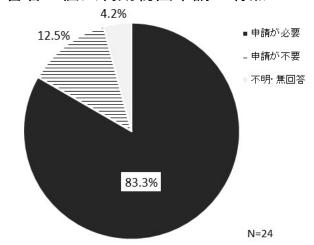
<地域スポーツ施設>

障害者の個人利用初回申請の有無

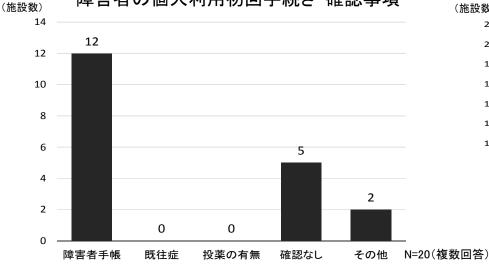


<障害者スポーツ施設>

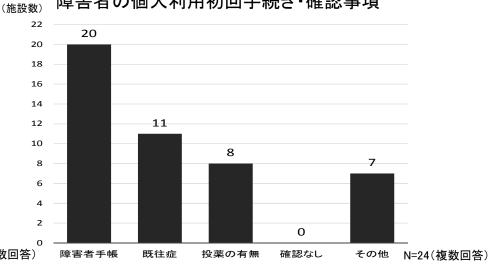
障害者の個人利用初回申請の有無



障害者の個人利用初回手続き・確認事項



障害者の個人利用初回手続き・確認事項

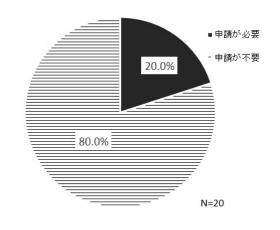


※その他:障害者スポーツ施設→「発作の有無」、「緊急時連絡先等」

障害者のスポーツ施設利用(団体利用時)の手続き・確認事項

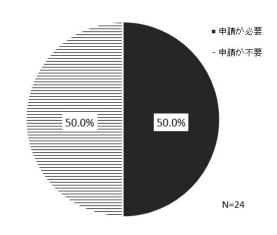
<地域スポーツ施設>

障害者の団体利用申請の有無

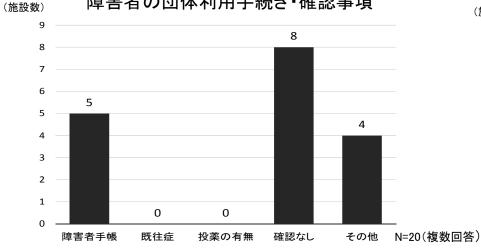


<障害者スポーツ施設>

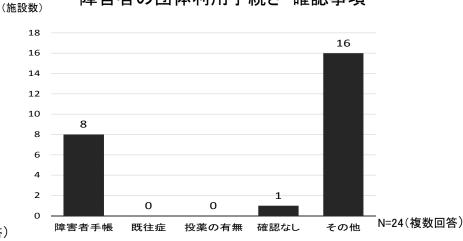
障害者の団体利用申請の有無



障害者の団体利用手続き・確認事項



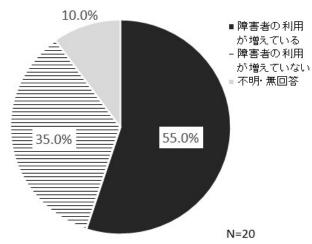
障害者の団体利用手続き・確認事項



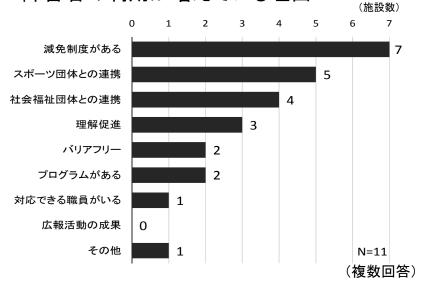
※その他:地域スポーツ施設→「減免申請書の提出」、「団体の確認」 障害者スポーツ施設→「団体の活動に関する資料」、 「利用する障害者の人数や障害の程度が分かる資料等」、「利用者名簿の提出」等 (出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

障害者のスポーツ施設利用の状況①

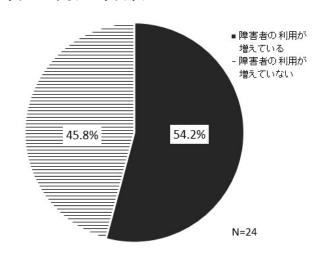
<地域スポーツ施設> 障害者の利用者数



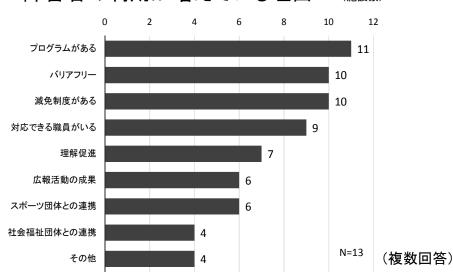
障害者の利用が増えている理由



< 障害者スポーツ施設 > 障害者の利用者数



障害者の利用が増えている理由 (施設数)



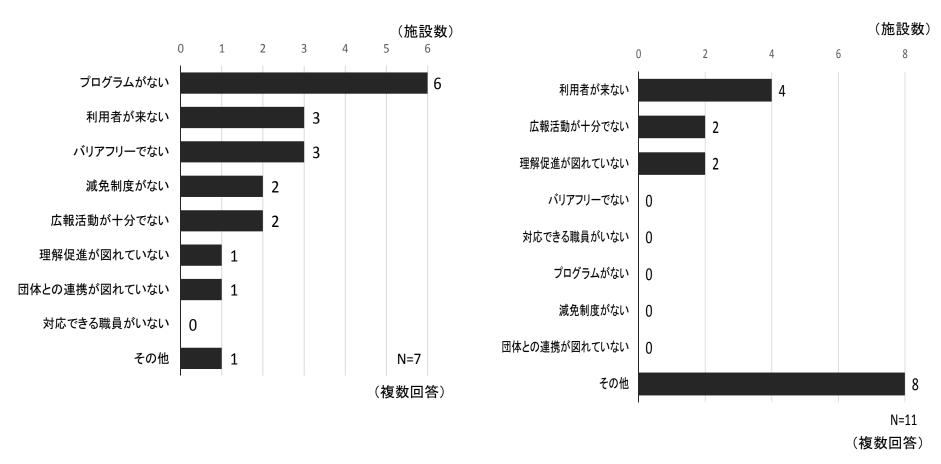
障害者のスポーツ施設利用の状況②

<地域スポーツ施設>

<障害者スポーツ施設>

障害者の利用が増えていない理由

障害者の利用が増えていない理由



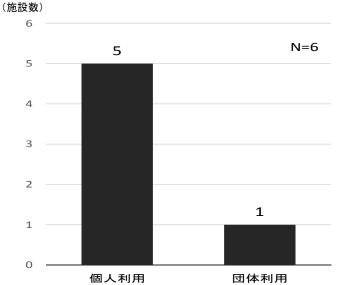
障害者のスポーツ施設利用をやむを得ず断った事例

<地域スポーツ施設>

障害者の利用をやむを得ず断った事例の有無

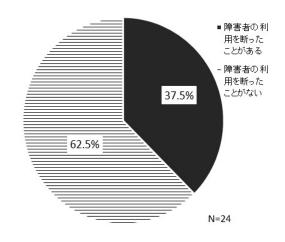
■ 障害者の利 用を断ったことがある - 障害者の利 用を断ったことがない N=20

障害者の利用をやむを得ず断った利用形態

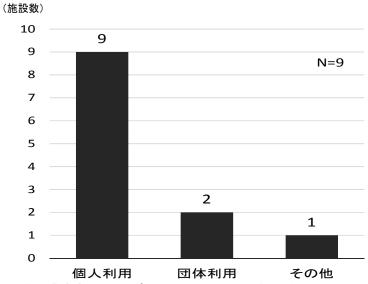


<障害者スポーツ施設>

障害者の利用をやむを得ず断った事例の有無



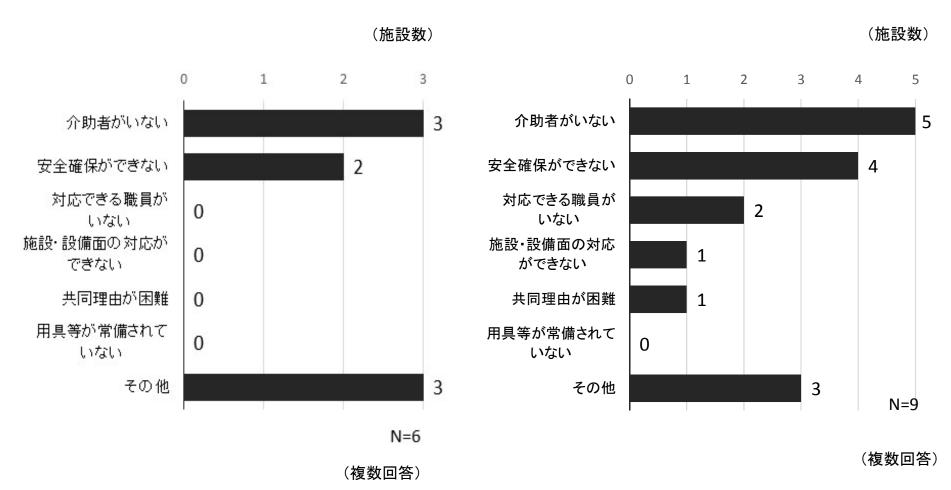
障害者の利用をやむを得ず断った利用形態



障害者のスポーツ施設利用をやむを得ず断った理由

<地域スポーツ施設>

<障害者スポーツ施設>



※その他:地域スポーツ施設→「施設・設備が整っていない」等 障害者スポーツ施設→「通院中」等
(出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」
56

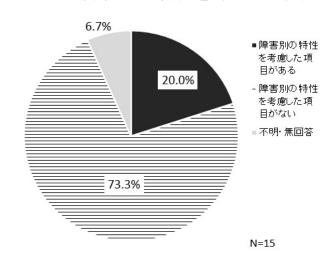
スポーツ施設における障害者の安全な利用に関わるマニュアルの作成状況

<地域スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無

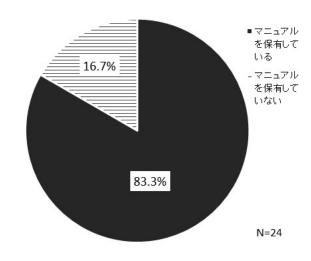
■マニュアルを保有している -マニュアルを保有している -マニュアルを保有していない

マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無

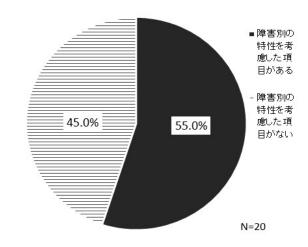


<障害者スポーツ施設>

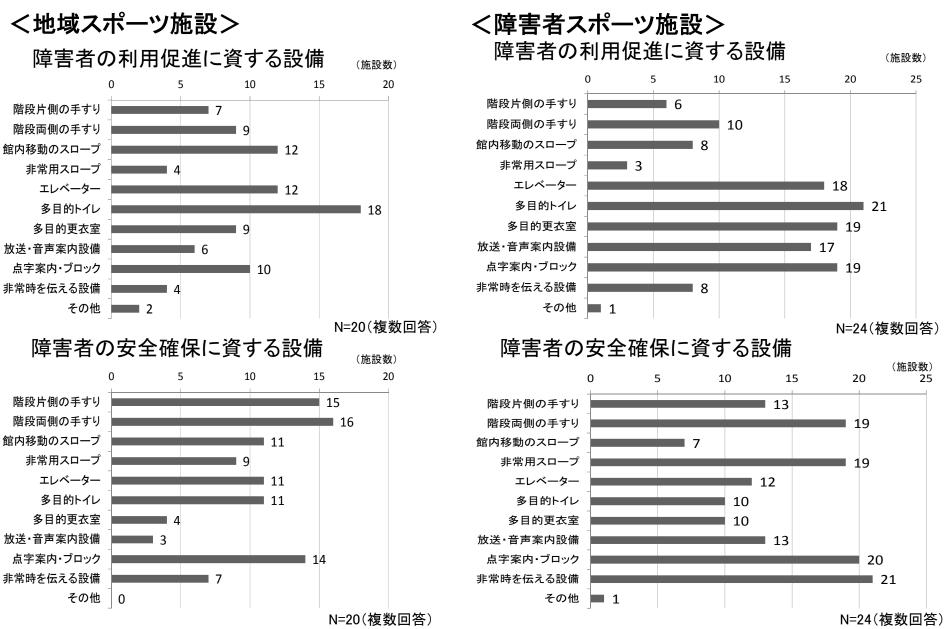
安全な利用に関わるマニュアルの有無



マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無



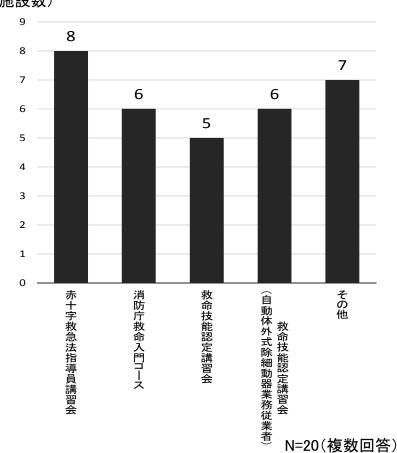
スポーツ施設における障害者の利用促進や安全確保に資する設備の状況



スポーツ施設における職員向けの安全確保のための講習会の実施状況

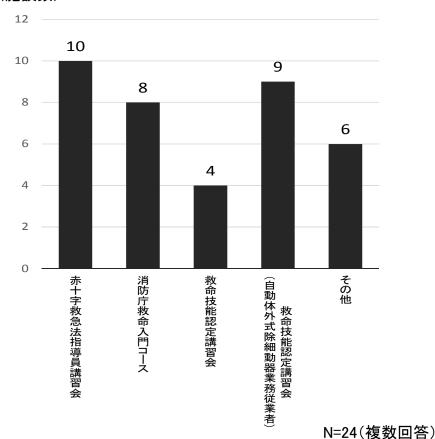
<地域スポーツ施設>

(施設数)



<障害者スポーツ施設>

(施設数)

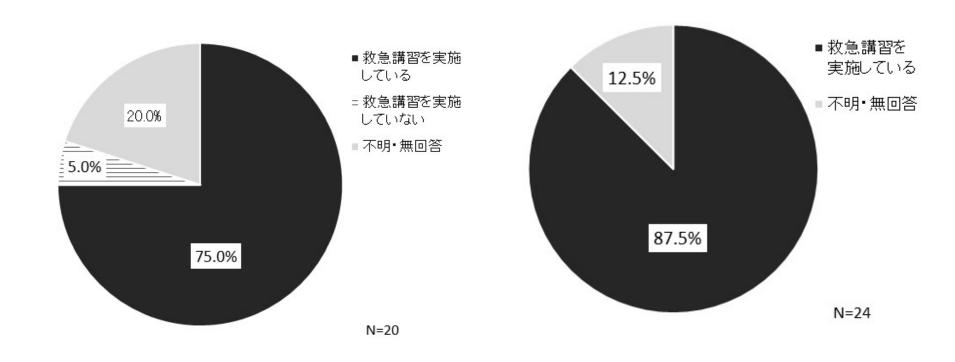


※その他:地域スポーツ施設→「普通救命講習会」、「救急特別ステーション認定」、「日本体育施設協会スポーツ 救急手当て」等障害者スポーツ施設→「普通救命講習会」、「応急手当普及員」、「救急対応技術練習」等 (出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

スポーツ施設における職員向けの救急講習の実施状況

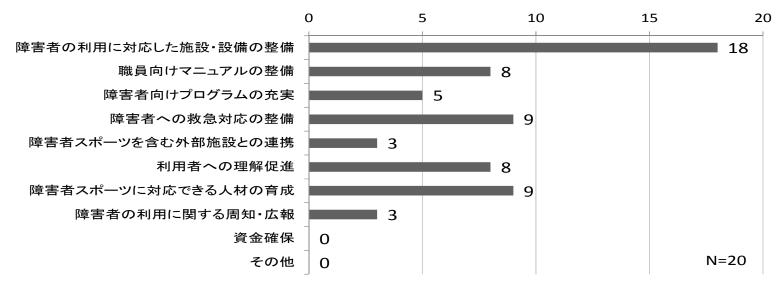
<地域スポーツ施設>

<障害者スポーツ施設>

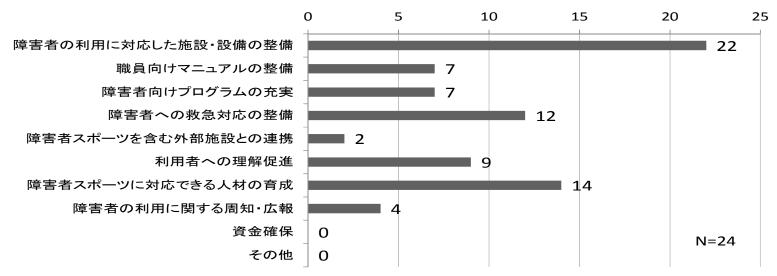


スポーツ施設において障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>



障害者スポーツの総合国際競技大会の関係

オリンピック

競技性

デフリンピック

パラリンピック

聴覚障害

〇デフリンピックは障害当事者自身が運営しており、スタートの音や審判の声による合図を視覚的に工夫する以外、オリンピックと同じルールで運営される。

○海外においては、オリンピックでメダルを 獲得したデフ・アスリートもいる。

障害の種類や区分に応じてクラス分け 身体障害

スペシャル オリンピックス

【写真:デフリンピックにおけるスタートの工夫】



〇パラリンピックは、身体障害者(視覚障害者含む)と知的障害者(一部競技)が参加できる。 〇競技毎に障害の種類 や程度に応じてクラス 分けをしており、クラス 毎にメダルを授与している。

○海外においては、オ リンピックとパラリンピッ クの両方に参加したパ ラリンピアンもいる。 知的障害

〇スペシャルオリンピックスは、知的障害者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場(競技会)を提供するもの。

○<u>記録ではなく、日常的・継続的なスポーツ活動を通じて、自己を成長させることを重視している</u>。

〇スペシャルオリンピックスには、頑張った全てのア スリートを称え、全員を表彰するといった特徴がある。

聴覚障害

身体障害/知的障害

知的障害

パラリンピック(概要)

主催

国際パラリンピック委員会(IPC)(本部:ドイツ(ボン))

特徴

オリンピック終了後に同じ開催地で開催される、障がい者スポーツの最高峰の大会(聴覚障害者を除く)。

4年に1度、夏季競技大会と冬季競技大会が開催されている。

実施競技

夏季第14回 2012年(平成24年)ロンドン(イギリス)

(直近大会)

…20競技 陸上競技、水泳、卓球、柔道、アーチェリー、ボッチャ、自転車、馬術、5人制サッカー、7人制サッカー、ゴールボール、パワーリフティング、ボート、セーリング、射撃、シッティングバレーボール、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアーラグビー、車いすテニス

冬季第11回 2014年(平成26年)ソチ(ロシア)

…5競技 アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、 アイススレッジホッケー、車いすカーリング

参加状況

夏季第14回 2012年(平成24年)ロンドン(イギリス)

…世界164か国・地域6,740名

冬季第11回 2014年(平成26年)ソチ(ロシア)

…世界45か国・地域692名

次回大会

夏季第15回 2016年(平成28年)リオデジャネイロ(ブラジル)

冬季第12回 2018年(平成30年)平昌(韓国)

デフリンピック (概要)

運営主体

国際ろう者スポーツ委員会(ICSD)

概要

- ・4年に一度、世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会。
- ・デフリンピックでは全てのコミュニケーションが国際手話により行われる。
- ・視覚的な工夫(スタートの音を足下のライトの点灯で知らせたり、審判の声による合図を旗で知らせたりするなど)以外はオリンピックと同じルールで運営される。
- ・安全を確保するため、競技中の補聴器の使用は禁止されている。

参加資格

補聴器を外した裸耳状態での聴力損失が55デシベルを超え、各国のろう者スポーツ協会に登録している者

参加国•人数

夏季大会(70か国・約2,500人) ソフィア/ブルガリア(2013年) 冬季大会(27か国・選手344人・役員スタッフ348人)

ハンティ・マンシースク/ロシア(2015年)

開催規模

夏季大会(全20競技)

…陸上、バスケットボール、バレーボール、サッカー、柔道、ビーチバレーボール、バドミントン、卓球、水泳、水球、テニス、空手、自転車、ボウリング、テコンドー、射撃、レスリングフリースタイル、レスリンググレコローマン、マウンテンバイク、オリエンテーリング

冬季大会(全5競技)

…アルペンスキー、スノーボード、クロスカントリー、アイスホッケー、カーリング

次回大会

夏季大会

2017年 第23回夏季デフリンピック競技大会(アンカラ/トルコ)

冬季大会

2019年 第19回冬季デフリンピック競技大会(場所未定)

スペシャルオリンピックス世界大会(概要)

〇概要

- ・4年に1度、夏季及び冬季に開催される知的発達障害者のスポーツの世界大会。
- 全てのアスリートを称え、全員を表彰するといった特徴がある。

○運営団体 スペシャルオリンピックス(SO) (本部:アメリカ(ワシントンD.C))

〇実施競技(直近大会)

夏季第14回 2015年(平成27年)アメリカ(ロサンゼルス) 25競技 水泳、長距離水泳、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、ボウリング、バスケットボール、自転車競技、馬術、サッカー、ゴルフ、体操、新体操、ハンドボール、柔道、カヤック、パワーリフティング、ローラースケート、セイリング、ソフトボール、卓球、テニス、バレーボール、ビーチバレー、トライアスロン

冬季第10回 2013年(平成25年)韓国(ピョンチャン) 8競技 アルペンスキー、クロスカントリースキー、 スノーボード、 スノーシューイング、 フィギュアスケート、 ショートトラックスピードスケート、 フロアホッケー、 フロアボール

	夏季				
	回	年	開催国(都市・州)	参加国地域数	選手数
	1	1968	アメリカ(シカゴ)	3	1,000
	2	1970	アメリカ(シカゴ)	3	2,400
	3	1972	アメリカ(ロサンゼルス)	3	1,500
	4	1975	アメリカ(ミシガン州)	12	2,000
	5	1979	アメリカ(ニューヨーク州)	20	2,500
	6	1983	アメリカ(ルイジアナ州)	48	4,000
)	7	1987	アメリカ(インディアナ州)	60	4,500
	8	1991	アメリカ(ミネソタ州)	107	6,000
	9	1995	アメリカ(コネチカット州)	145	7,000
	10	1999	アメリカ(ノースカロライナ州)	150	7,000
	11	2003	アイルランド(ダブリン)	166	7,000
	12	2007	中国(上海)	169	7,000
	13	2011	ギリシャ(アテネ)	170	6,961
	14	2015	アメリカ(ロサンゼルス)	165	6,500
	15	2019	未定		
	冬季				•

-2·+				
回	年	開催国(都市・州)	参加国地域数	選手数
1	1977	アメリカ(コロラド州)	2	346
2	1981	アメリカ(バーモント州)	7	600
3	1985	アメリカ(ユタ州)	14	825
4	1989	アメリカ(ネバダ州 カリフォルニア州)	27	1,000
5	1993	オーストリア(ザルツブルグ)	51	1,200
6	1997	カナダ(トロント)	82	1,780
7	2001	アメリカ(アラスカ州)	80	2,000
8	2005	日本(長野)	84	1,829
9	2009	アメリカ(アイダホ州)	100	2,200
10	2013	韓国(ピョンチャン)	113	3,300
11	2017	オーストリア(シュラートミンク)		

〇次回大会

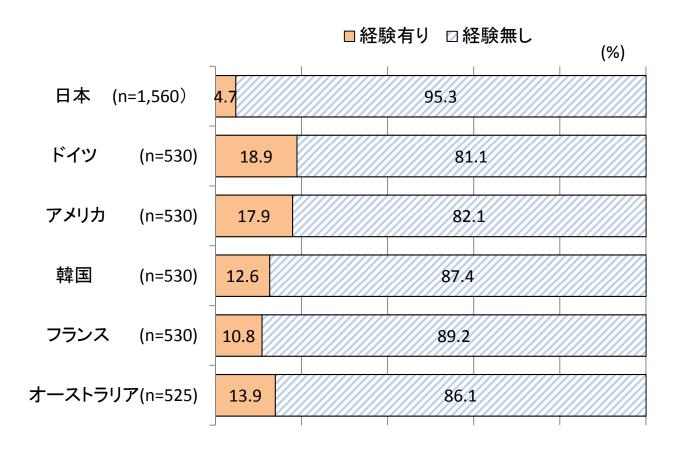
・冬季大会第11回 2017年(平成29年)シュラートミンク(オーストリア)

各国におけるパラリンピック等の認知度

調査実施国		パラリンピック	スペシャルオリン ピックス	デフリンピック
日本	(n=1,560)	98. 2%	19. 8%	11. 2%
ドイツ	(n=530)	96. 8%	45. 7%	14. 7%
アメリカ	(n=530)	71. 1%	94. 0%	25. 5%
韓国	(n=530)	74. 7%	50. 9%	59. 4%
フランス	(n=530)	96. 8%	31. 1%	10. 2%
オーストラリ	ア (n=525)	93. 9%	77. 0%	30. 1%

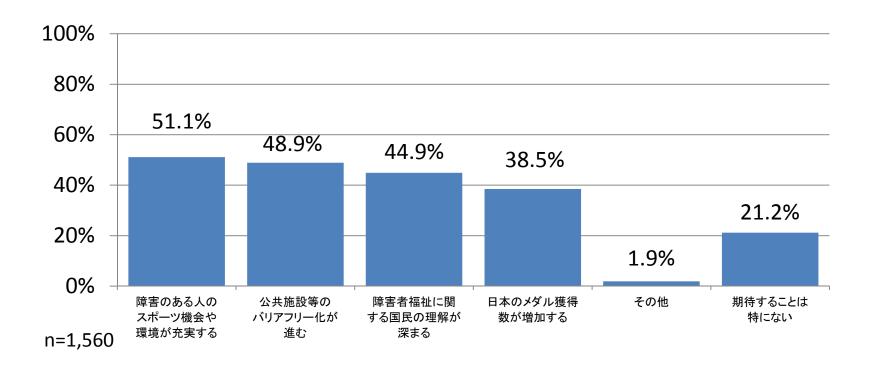
※認知度=「内容を知っている(詳細認知)」+「見たり聞いたりしたことがある(名称認知)」

パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験【各国比較】



(出典)日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

2020年東京パラリンピックの開催で期待すること【日本】



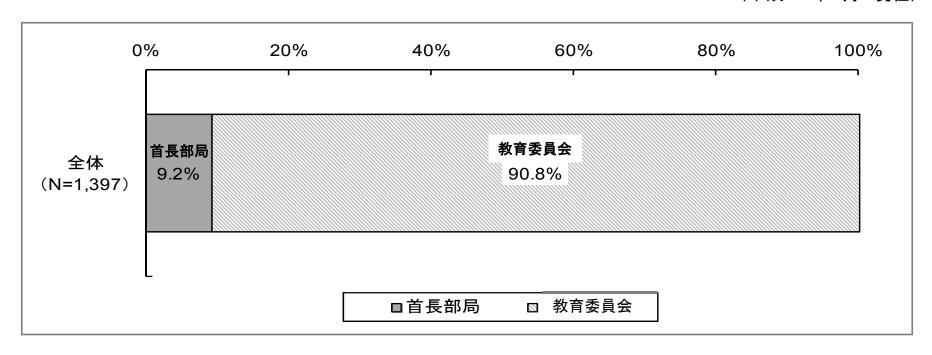
(出典)日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

Ⅱ. 地域スポーツ全般関係

市区町村のスポーツ政策の主管部局

平成24年時点で、市区町村のスポーツ政策の主管部局は「首長部局」が9.2%、「教育委員会」が90.8%である

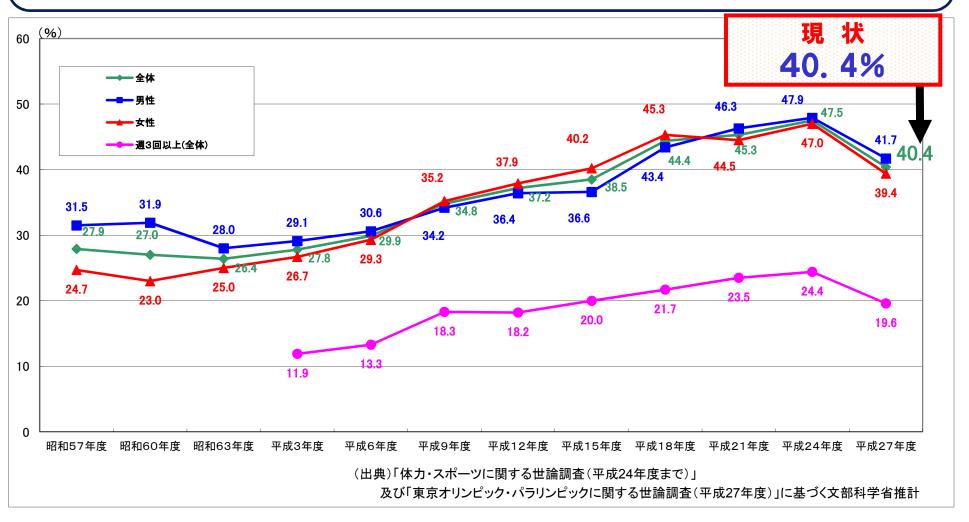
(平成24年4月 現在)



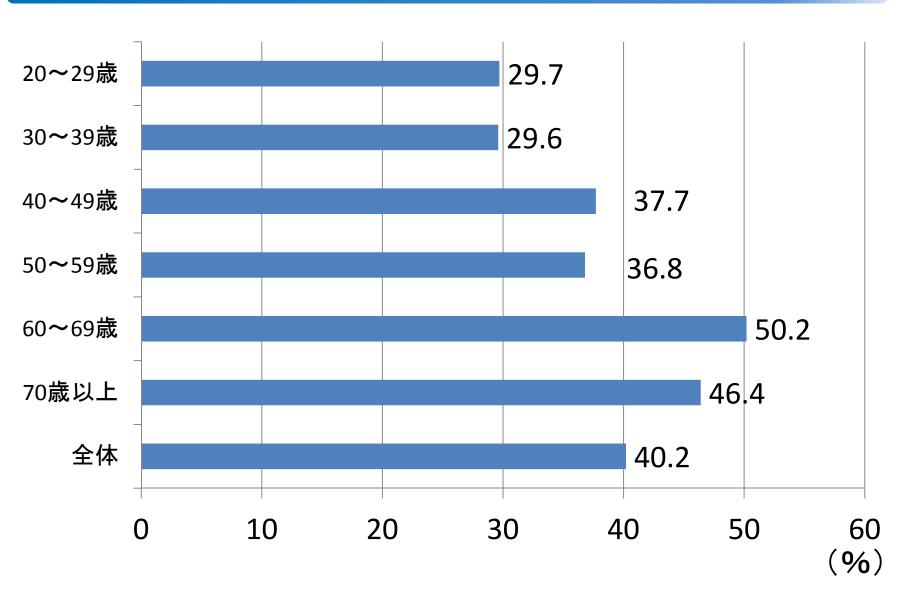
※2012年4月現在に存在する1,742市区町村中1,397が回答

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移

- 〇スポーツ基本計画
 - 「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。」
- ○成人全体のスポーツ実施率(週1回以上)は、前回調査(平成25年1月)から7. 1ポイント低下。 平成18年度 44. 4% → 平成21年度 45. 3% → 平成24年度 47. 5% → 平成27年度40. 4%

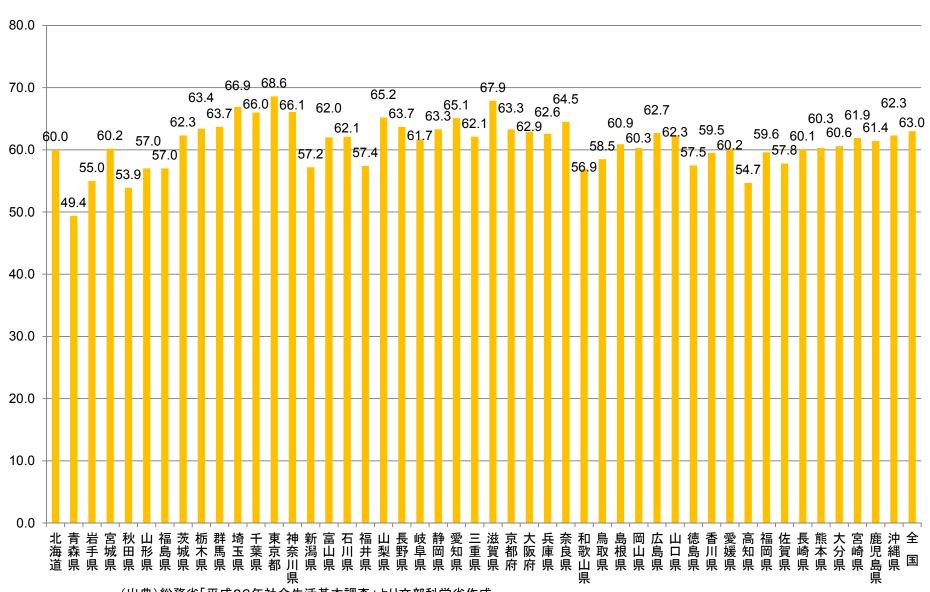


成人(年代別)の週1回以上の運動・スポーツ実施率



出典:「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)に基づく文部科学省推計

都道府県別運動・スポーツ実施率



(出典)総務省「平成23年社会生活基本調査」より文部科学省作成

全国から約8万4千世帯を抽出調査。自由時間等でのスポーツの種類別活動者数について、過去1年間に活動を行ったか否か、活動を行った人の数を都道府県別に集計し、何らかのスポーツ種目に1年間のうち取り組んだ者の割合を示している。

諸外国のスポーツ実施率

- OEUに設けられた欧州委員会(European Commission)の調査によると、イギリス・ドイツ・フランス・イタリアのスポーツ実施率は日本より低いが、フィンランド・スウェーデンは高い。
- 〇オーストラリア政府に設けられたオーストラリアスポーツ委員会(Australian Sports Commission)の調査によると、オーストラリアのスポーツ実施率は日本より高い。

	対象 年齢	週1回 以上	週5回 以上	週3~ 4回	週1~ 2回	月1~ 3回	その他
日本	20歳 以上	59%	30%		29%	23%	19%
イギリス		46%	10%	16%	20%	7%	47%
ドイツ		48%	7%	14%	27%	7%	45%
フランス		43%	8%	11%	24%	7%	50%
イタリア	15歳 以上	30%	3%	9%	18%	2%	68%
フィンランド	<i></i>	66%	13%	24%	29%	6%	28%
スウェーデン		69%	15%	23%	31%	7%	24%
オーストラリア		69%	28% 20%		22%	30%	

[※]本表における日本のスポーツ実施率は、他国と比較するため、無回答を除いて割合を算出している。

(出典)

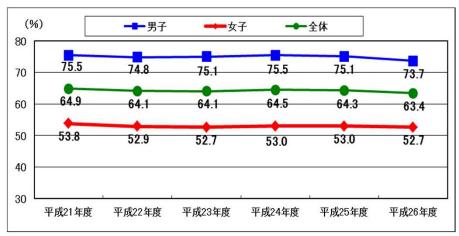
欧州諸国: European Commission「Eurobarometer 412, Sports and Physical Activity」(2014) オーストラリア: Australian Sports Commission「Participation in Exercise, Recreation and Sport」(2010) 日本: 文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(平成24年度)

[※]欧州諸国において、「その他」は「月1回未満」「しない」「分からない」の合計。オーストラリアにおいては、週1回未満の頻度について、選択肢に「週1回未満」「無し」しかないため、「わからない」と回答した割合も含めて、「月1~3回」「その他」にその合計を記載。日本においては、「その他」は「3ヶ月に1~2日」「年に1~3日」「分からない」の合計。

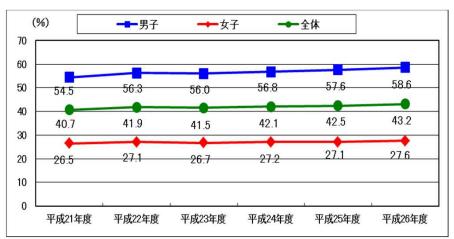
運動部活動の状況(運動部活動への参加率の推移)

中学校及び高等学校における運動部活動への参加率は、ほぼ横ばいで推移している。

〇中学校における運動部活動の参加率



〇高等学校における運動部活動の参加率



(出典)

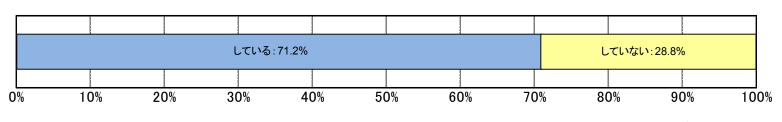
中 学 校:(公財)日本中体連調べ(全国中学校体育大会種目のみを合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計)

外部人材の活用状況、総合運動部、複数校合同運動部活動の実施状況

- ○運動部活動に外部指導者を活用している中学校の割合は、71.2%である。
- 〇小学校に比べ、中学校、高等学校は、児童生徒の多様なニーズに応えることができる総合運動部活動の実施 状況は低い。
- 〇平成13年度から平成17年度にかけて、複数校合同運動部活動を実施する中学校の数は約3倍に増加。

〇運動部活動への外部人材活用状況 (国公私立中学校)



(出典)文部科学省調べ

〇総合運動部活動実施状況(公立学校)

区 分 学校数 所属人数 平均種目数 小学校 1. 416校 74.071人 3. 3種目 中学校 607校 53.891人 3. 9種目 高等学校 42校 4, 470人 6. 9種目

(出典)文部科学省調べ(平成16年5月)

○複数校合同運動部活動実施状況(公立学校)

区	分	中学校	高等学校	合計
平成 ⁻ 度	-	269校	320校	589校
平成 ⁻ 度	-	855校	603校	1, 458校

(出典)文部科学省調べ

地域におけるスポーツ指導者の状況

〇有資格者(各種スポーツ団体による公認指導者)

〈主な認定団体と資格の種類〉

- * 公益財団法人日本体育協会
- ・スポーツ指導基礎資格(スポーツリーダー)
- ・競技別指導者資格(指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ・教師・上級教師)
- •フィットネス資格(スポーツプログラマー、フィットネストレーナー、ジュニアスポーツ指導員)
- ・メディカル・コンディショニング資格 (スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、スポーツデンティスト)
- * 公益財団法人日本レクリエーション協会
- •レクリエーションインストラクター •レクリエーションコーディネーター
- ・福祉レクリエーションワーカー・余暇生活相談員
- * 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
- ・障がい者スポーツ指導員・障がい者スポーツコーチ
- ・障がい者スポーツ医・障がい者スポーツトレーナー
- *その他
- ・日本キャンプ協会等野外活動団体が出す資格
- ・健康・体力づくり財団等が出す健康運動指導士資格 等

〇スポーツ推進委員

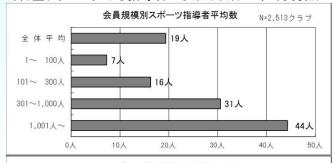
- ・市町村教育委員会が委嘱する非常勤公務員(スポーツ基本法第32条)
- ・地域スポーツ事業に係るコーディネーター並びに実技指導者

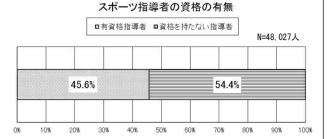
〇無資格者

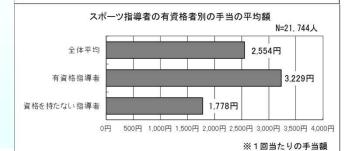
・運動部活動等の経験者が自身の経験をもとに指導

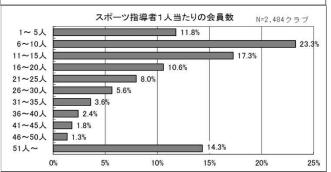
地域のスポーツ活動 行政主催のスポーツ教室やイベント 運動部活動種目別サークル なポーツタラブ・少年団 スポーツクラブ・少年団

総合型クラブにおける指導者の状況(平成26年7月現在)









スポーツ指導者資格

(1) (公財)日本体育協会 公認スポーツ指導者

資格名	役割
(1)スポーツリーダー	地域における基礎的なスポーツ指導
(2)競技別指導者資格	
指導員	地域における競技別技術指導
上級指導員	地域指導者の中心的役割
コーチ	地域における競技者育成
上級コーチ	ナショナルレベルにおける選手育成強化
教師	民間スポーツ施設における競技別専門的技術指導
上級教師	民間スポーツ施設における指導者の中心的役割
(3)フィットネス系資格	
フィットネストレーナー	民間スポーツ施設における相談、指導助言
ジュニアスポーツ指導員	幼・少年期の運動指導
スポーツプログラマー	地域スポーツクラブにおける指導助言
(4)メディカル・コンディショニ	ング資格
スポーツドクター	健康管理、障害予防、治療、研究
スポーツデンティスト	健康管理、歯科口腔領域の障害予防、治療、研究
アスレティックトレーナー	アスレチックリハビリテーション、コンディショニング等
スポーツ栄養士	競技者の栄養・食事に関するサポート
(5)マネジメント資格	
アシスタントマネジャー	地域スポーツクラブにおけるクラブマネジャーの補佐
クラブマネジャー	地域スポーツクラブにおける会員の快適なクラブライフのマネ ジメント

(2) (公財)日本レクリエーション協会 公認指導者

資格名	役割
レクリエーション・インストラクター	対象や目的に合わせてプログラムを企画・展開
レクリエーション・コーディネーター	組織や団体の担い手に必要な能力を兼備
福祉レクリエーション・ワーカー	一人ひとりの生きがいづくりを支援
余暇開発士	余暇活動やイベントの企画・提案

|(3) (公財)日本障がい者スポーツ協会 公認障害者スポーツ指導者

資格名	役割
障害者スポーツ指 導員(初級)	身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進
障害者スポーツ指 導員(中級)	主に都道府県レベルで活動する(全スポ選手団のコーチ)
障害者スポーツ指 導員(上級)	主に都道府県レベルのリーダーとして活動(全スポ選手団の監督)
障害者スポーツ コーチ	各種競技別の障害のある競技者の強化・育成
障害者スポーツ医	障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持·増進 に寄与
障害者スポーツト レーナー	身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当

(出典)(公財)日本体育協会、(公財)日本レクリエーション協会、 (公財)日本障がい者スポーツ協会資料より、文部科学省作成

スポーツ推進委員

(1)経緯

明朗・快活で活力に富んだ国民生活を確立するためにはスポーツの持つ役割が大きいことから、地方の体育指導組織を確立し、その活発な活動を通して、生活に直結したスポーツの振興を図るとの趣旨で、昭和32年に事務次官通達に基づき体育指導委員制度が発足し、昭和36年に成立した「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号)において「体育指導委員」が法的に位置付けられた。

「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)への改正により、スポーツ振興法で規定されていた体育指導委員は、これまでの職務に加えて「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が規定されるとともに、こうした職務内容にふさわしい名称として「スポーツ推進委員」が採用された。

スポーツ振興法	スポーツ基本法
(<u>体育指導委員</u>)	(<u>スポーツ推進委員</u>)
第十九条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)	第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共 団体にあっては、その
は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項	長) は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るた
に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、 <u>体育指導委</u>	<u>め</u> 、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項
<u>員</u> を委嘱するものとする。	に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、 <u>スポーツ</u>
	<u>推進委員</u> を委嘱するものとする。
2 体育指導委員は、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方	2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育
公共団体の規則)の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振	委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定める
<u>興のため</u> 、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導	ところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住
及び助言を行うものとする。	民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行
	うものとする。
3 (略)	3 (略)

(2)スポーツ推進委員の役割

市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、地域スポーツ推進の中核的な役割が期待されている。

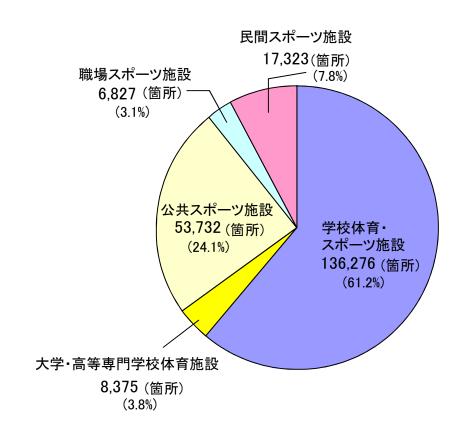
(3)現状

スポーツ推進委員数(体育指導委員数:平成26年8月18日現在) 51,489人(男35,651人 女子15,838人)

我が国の体育・スポーツ施設数(設置種別)

全体の約6割を占める学校体育・スポーツ施設については、ピークであった平成2年度から20年度までの間に2万箇所を超える大幅な減少。

我が国の体育・スポーツ施設数(平成22年3月現在)





(注)「学校体育・スポーツ施設」とは、公(組合立を含む)私立(株式会社立を含む)の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。 (出典)文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」

市区町村における学校体育・スポーツ施設開放状況

学校体育施設を開放している市区町村の割合は、98.3%(平成19年度)である。

調査年度	市区町村数	開放 市区町村数	開放している 市区町村の割合 (%)	未開放 市区町村数	開放をしていない 市区町村の割合 (%)	不明 市区町村数	開放状況が不明な 市区町村の割合 (%)
平成19年度	1,809	1,778	98.3	31	1.7	0	0.0
平成13年度	3,241	3,203	98.8	38	1.2	0	0.0
平成7年度	3,255	3,202	98.4	58	1.8	7	0.2
平成元年度	3,268	3,164	96.8	21	0.6	83	2.5
昭和59年度	3,276	3,226	98.5	22	0.7	28	0.9
昭和53年度	3,278	3,187	97.2	83	2.5	8	0.2

(出典)文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」

総合型地域スポーツクラブ

100.0

90.0

80.0

70.0

60.0

50.0

40.0

30.0

20.0

10.0

(クラブ数) (平成26年7月1日現在) (設置率(%)) 4.000 クラブの運営への参画(クラブマネジャー、 3,241 3.500 地域住民 指導者、ボランティアスタッフなど) 2 768 3.000 2,555 2.416 2.500 2.000 地域住民の自主的・主体的な運営 会員と 1.500 1.000 「総合型」=3つの多様性 500 多種目 · 多世代 · 多志向 0 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 て活動 年度 会費を支払う(受益者負担) 多種目 ●自分のやりたい種目に 総合型地域スポーツクラブ ●複数の種目に ー多種多様な事業の展開ー 定期活動 多世代 不定期活動 ●幼児から高齢者まで の参加 スポーツ教室、スクール ●親子で、家族で、仲間と 医師による健康相談 サークル活動 指導者講習会 多志向 (文化的活動含む)等 スタッフ研修会等 ●自分が楽しめるレベルで クラブ運営の要となる ●自分の目的に合わせて クラブマネジャー 会員の交流拠点と なるクラブハウス ≪クラブ設立の効果≫ ● 元気な高齢者が増えた 学校施設・廃校施設等を定期的・継続的な 拠点として利用 ● 地域住民のスポーツ参加機会が増えた ● 地域住民間の交流が活性化した ● 世代を超えた交流が生まれた 連携・交流事業 地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」が実現

・運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与

・学校の授業・部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展に寄与

・会員の世代間の交流を図る行事やイベント

地域住民全体を対象としたイベント 等

・クラブ指導者の派遣による学校の授業・部活動への支援